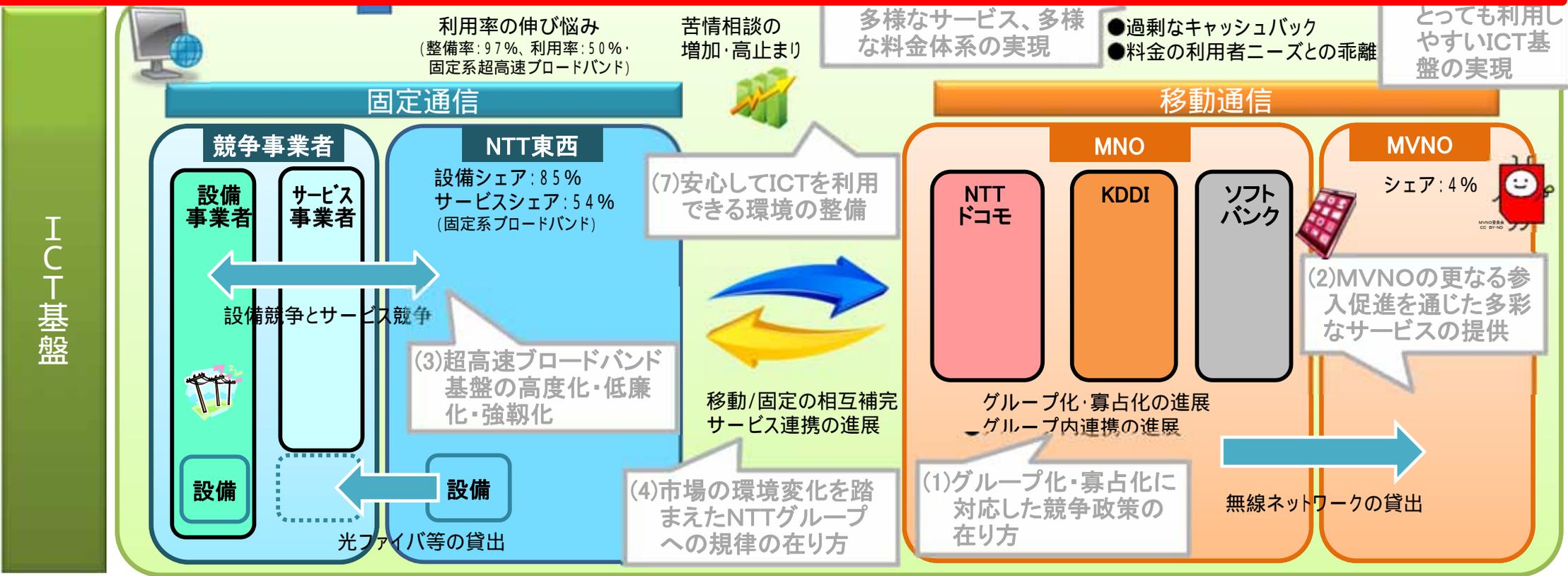
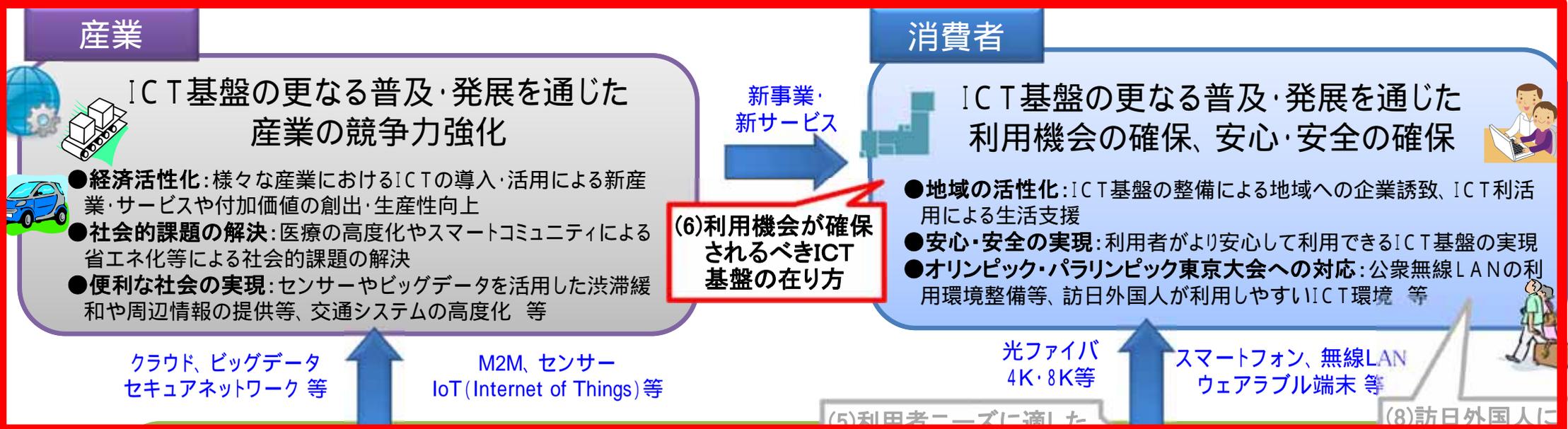
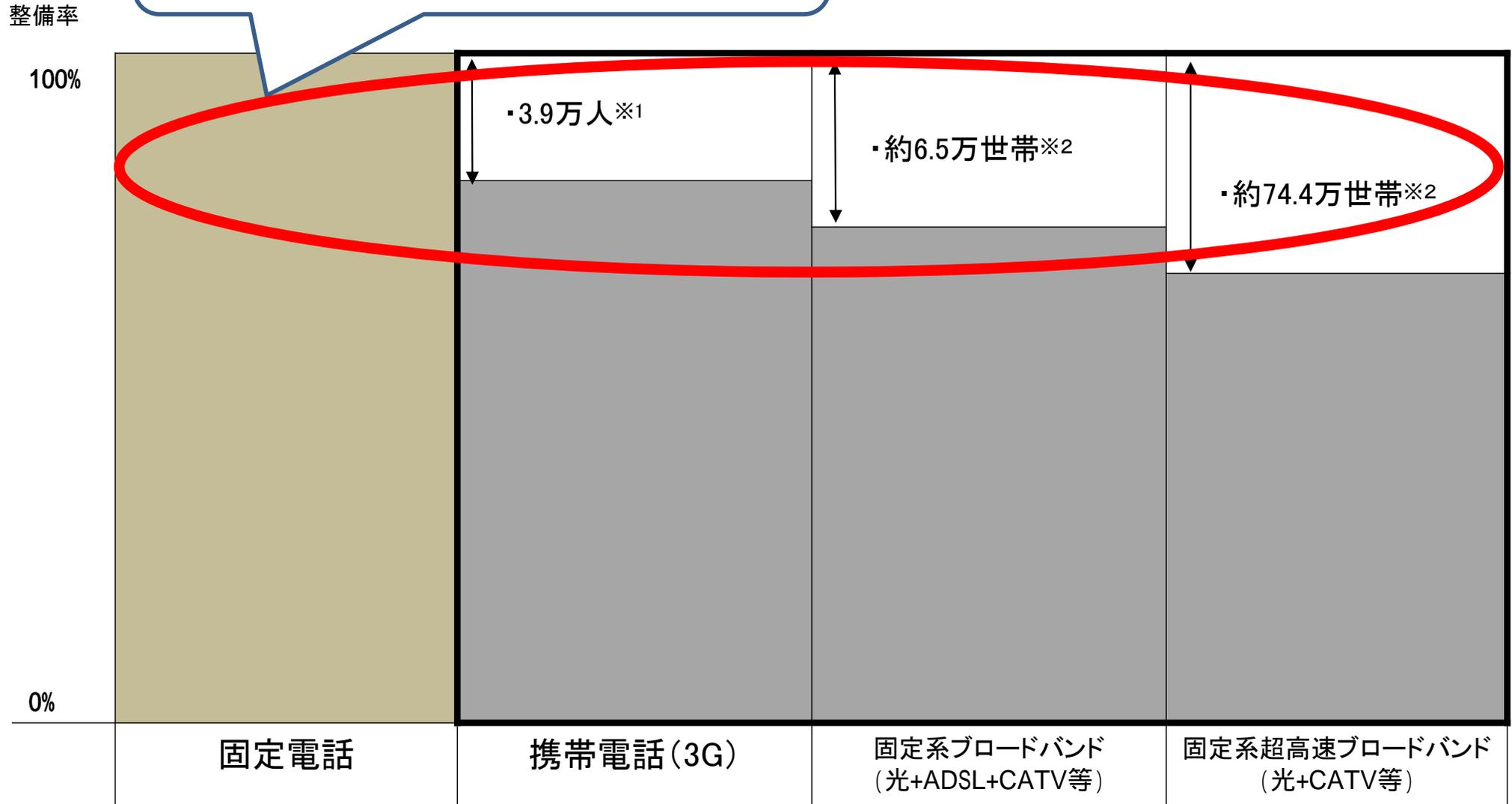


2020年代に向けた 条件不利地域における基盤の整備・維持の在り方



条件不利地域における電気通信サービスの
基盤の在り方とその整備・維持の在り方



1 国勢調査等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計。
2 住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計。精査中の暫定値。

1 条件不利地域における基盤の整備・維持の現状と課題

(1) 基盤の整備・維持の現状、基盤の利用の状況等

(2) これまでの基盤の整備・維持の取組と課題

2 個別論点について

1 条件不利地域における基盤の整備・維持の現状と課題

(1) 基盤の整備・維持の現状、基盤の利用の状況等

(2) これまでの基盤の整備・維持の取組と課題

2 個別論点について

経済活動の基盤としてのICTの役割の増大

製造業

通信モジュール・GPSの活用による機器の稼働状況の把握、迅速なアフターサポート



物流業

クラウドサービスやICタグの活用による荷物情報や車両位置等の監視、輸送の効率化



金融業

タブレット、モバイルデータ通信、クラウドサービスの活用による営業の効率化、セキュリティの強化



農業

M2Mやモバイルデータ通信の活用、センサーによる農地のデータの収集、農作物の育成状況の把握



サービス業

スマートテレビ・4K8Kや超高速ブロードバンドの活用
多様なコンテンツ、デジタルサイネージ等による販売力強化



クラウドサービス

4K8K

スマートフォン

ビッグデータ

ICT基盤

モバイル

M2M

センサーネットワーク

超高速ブロードバンド

社会活動の基盤としてのICTの役割の増大

医療・介護・健康

電子カルテの活用や遠隔医療の推進



教育

電子教材、タブレットの活用による「個別教育」等、柔軟な教育体制の実現



地域活性化

無線LAN設置や情報配信による観光客誘致や、インターネットを介した地域の特産品の販売



防災

情報端末や携帯電話への災害情報、避難情報等の配信



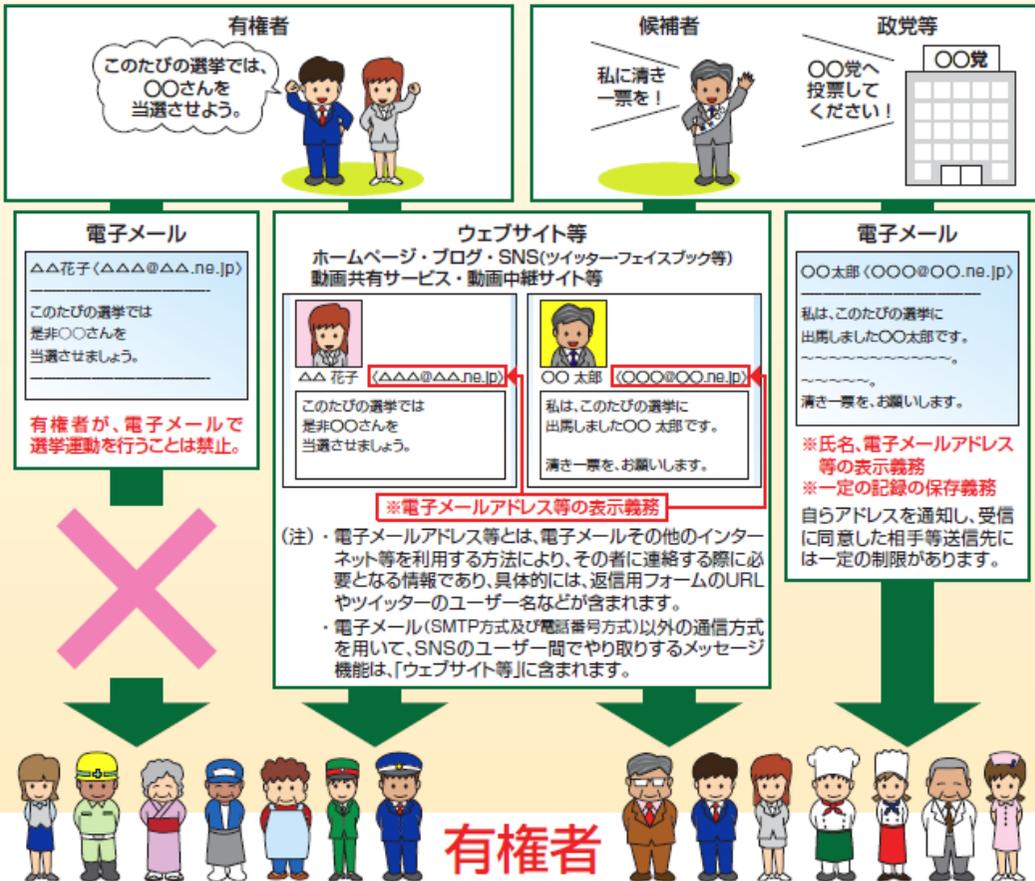
政治・行政サービス

ウェブサイト等を通じた選挙運動の実施
マイ・ポータル利用等による行政手続の簡素化



インターネットを通じた選挙運動の概要

- インターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、平成25年4月にインターネット選挙運動解禁に係る公職選挙法の一部を改正する法律が成立。
- 同年7月の参議院通常選挙以後の全ての選挙について、インターネット等を利用する方法による選挙運動が解禁。

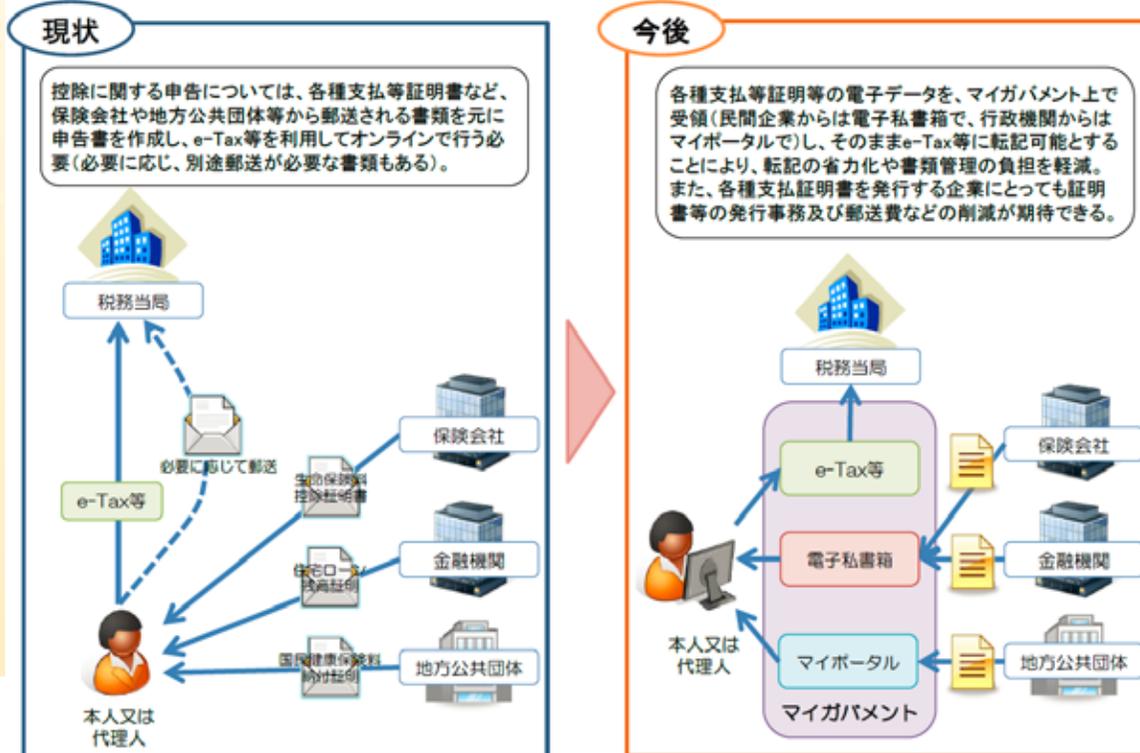


出典：総務省「インターネット選挙運動解禁に関する情報」ウェブサイトから作成

マイ・ポータル概要

- 番号法 附則において、政府は、2017年1月を目途に、自己の特定個人情報及びその提供記録の確認を行うことが出来る「マイポータル」(情報提供等記録開示システム)を設置することとされている。
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
- また、マイ・ポータルを利用した プッシュ型サービス及びワンストップサービスの提供や、簡易な本人確認等について検討等することとされている。

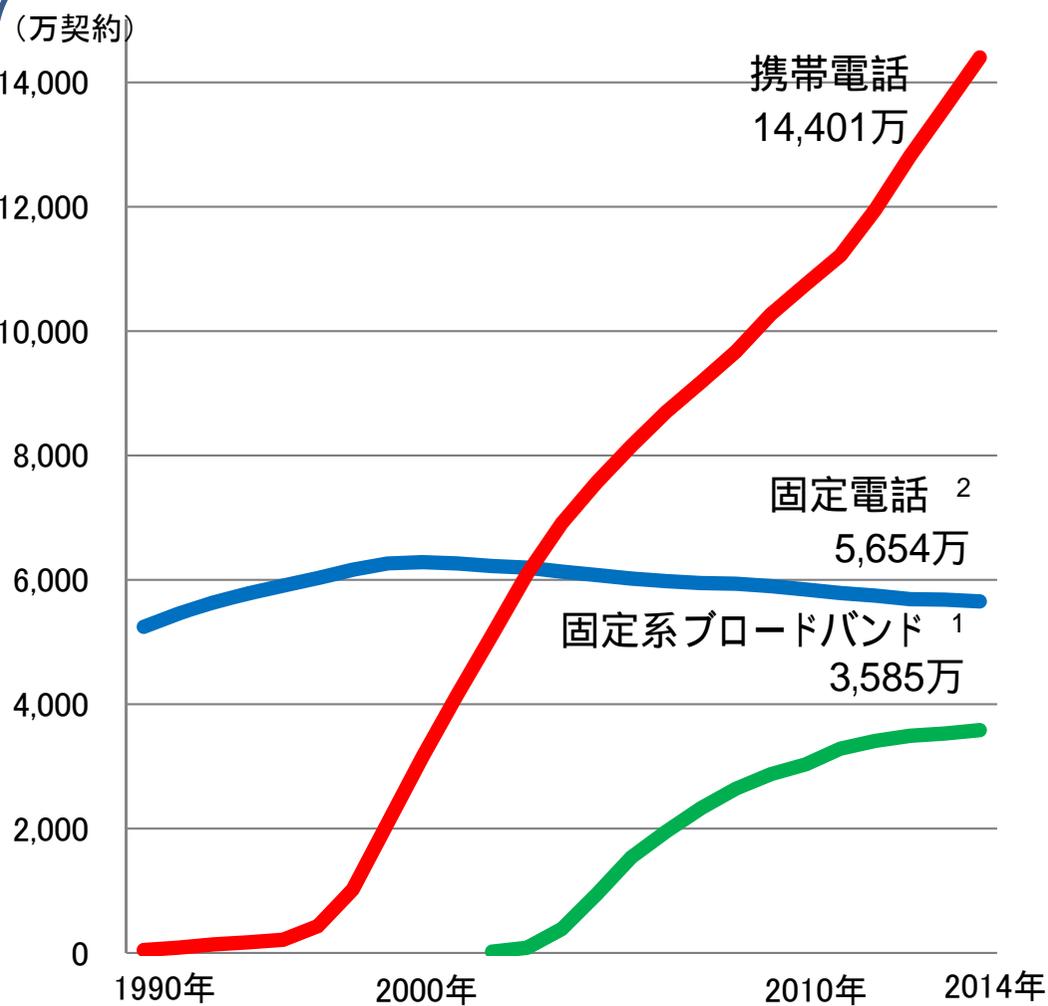
<サービスイメージ～確定申告の省力化等(電子私書箱+マイポータル)>



出典：内閣官房IT総合戦略室 / 社会保障改革担当室「マイポータル / マイガバメントについて」

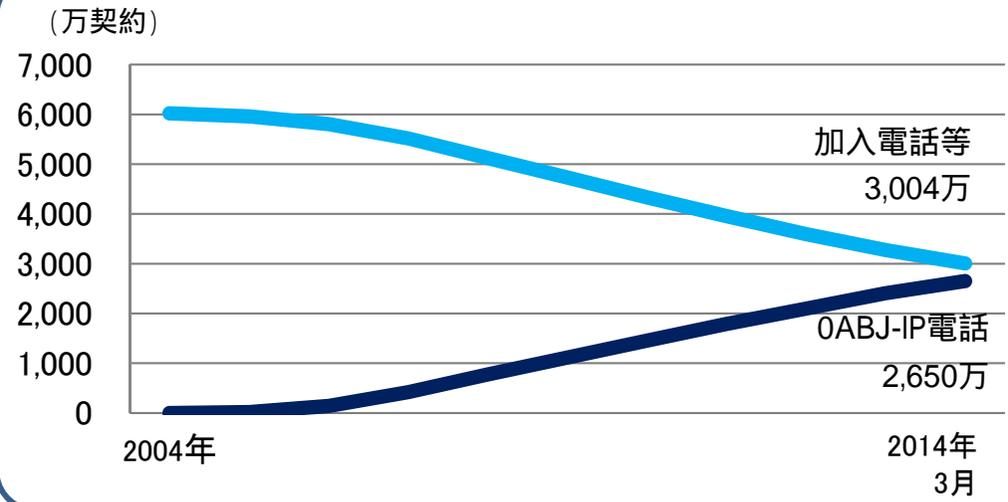
- 加入電話の契約数は大幅に減少しているが、IP電話の契約数が増えているため、固定電話の契約数としては微減。
- 携帯電話及び固定系ブロードバンドの契約数は大幅に増加している。

電気通信サービスの契約数の推移

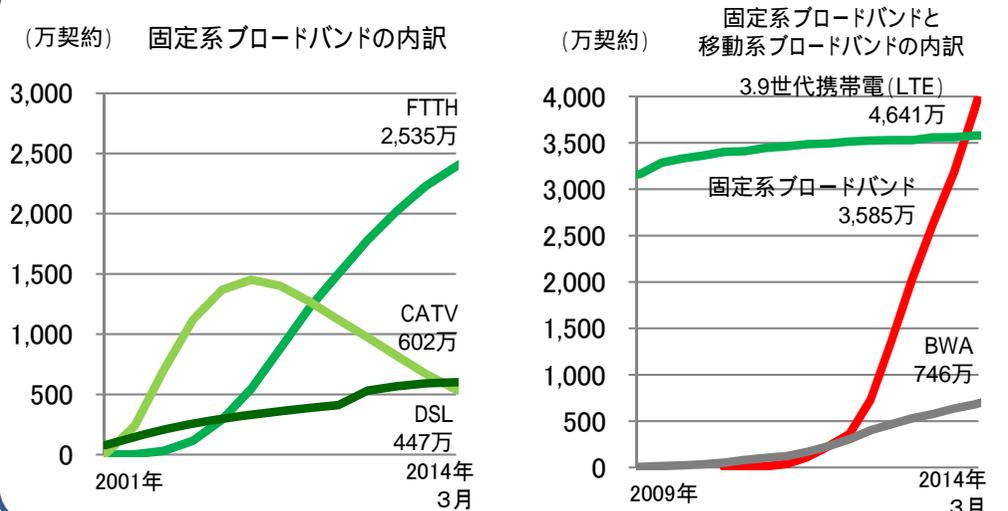


1 固定系ブロードバンドの契約数は、FTTH・CATV・ADSL・FWAの合計
 2 固定電話の契約数は、NTT東西加入電話・直収電話・OABJ-IP電話・CATV電話の合計

固定電話の契約数の推移



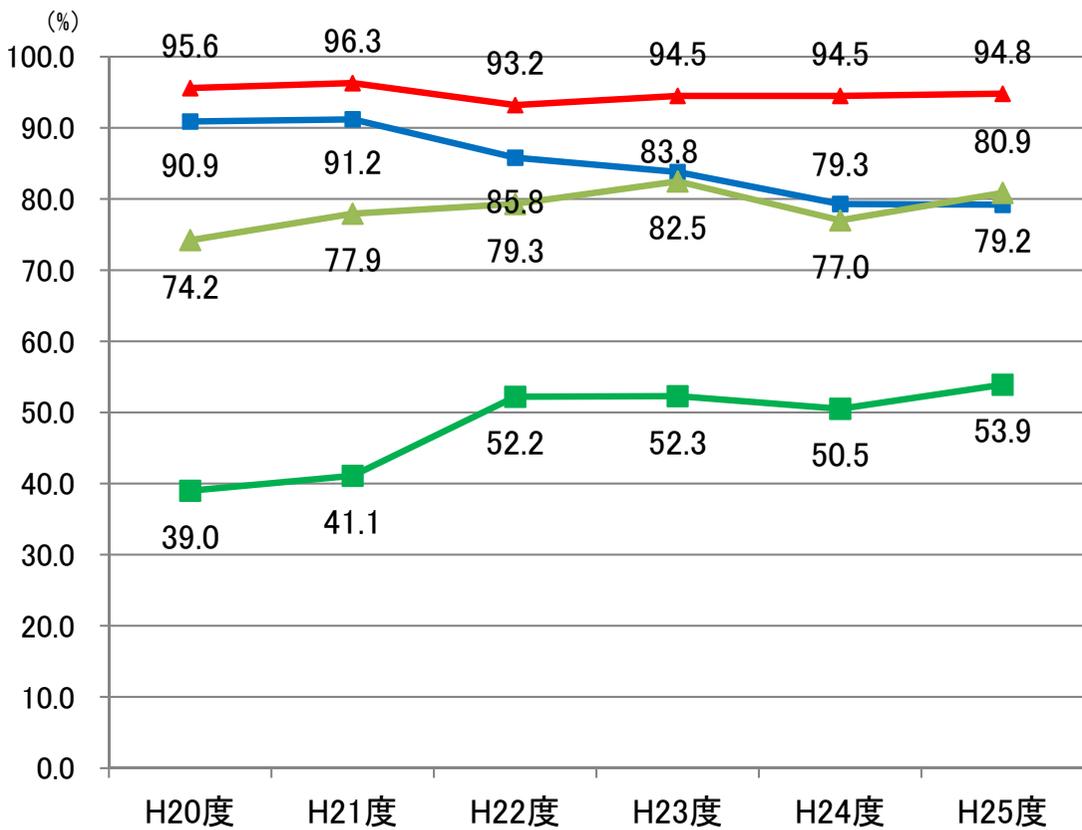
ブロードバンドの契約数の推移



固定電話・携帯電話・固定系ブロードバンドの世帯保有率は、携帯電話＞固定系ブロードバンド＞固定電話＞固定系超高速ブロードバンドの順となっている。

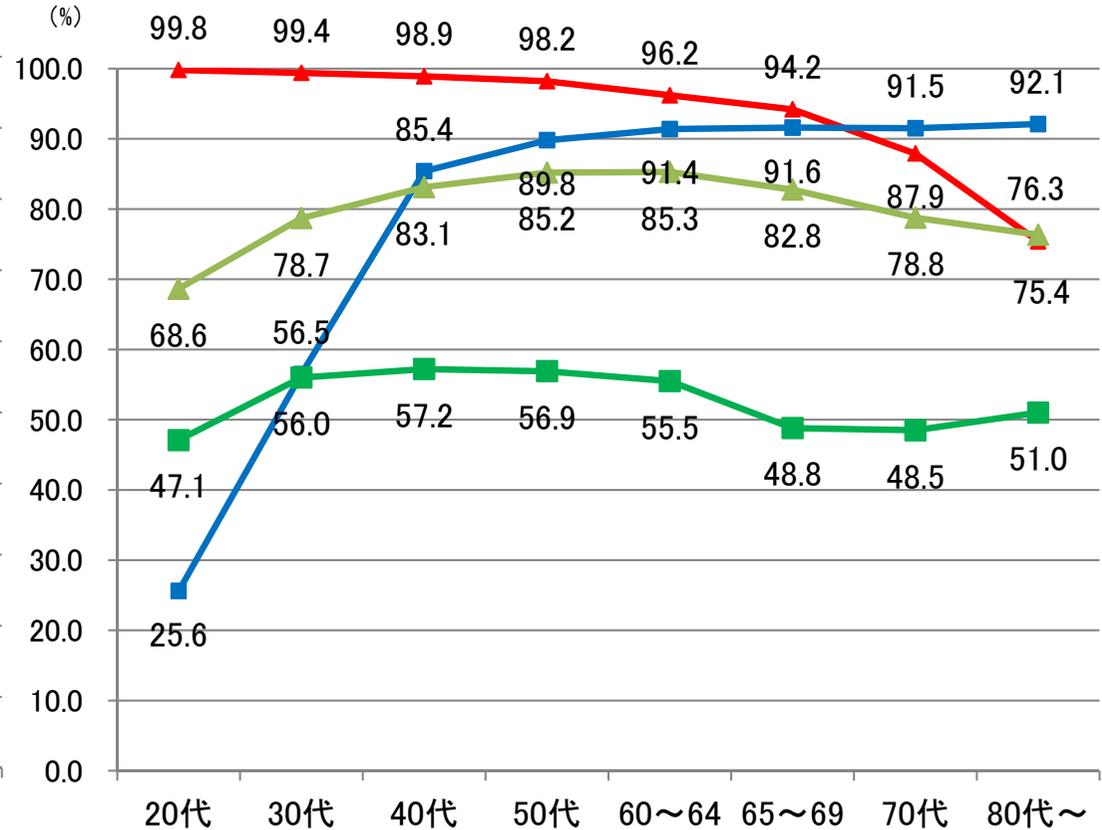
● 年度別世帯保有状況

出典：平成25年度通信利用動向調査



● 世帯主年齢別保有状況

出典：平成25年度通信利用動向調査



▲ 携帯電話(※1) ■ 固定電話
▲ 固定系ブロードバンド(※2) ■ 固定系超高速ブロードバンド(※3)

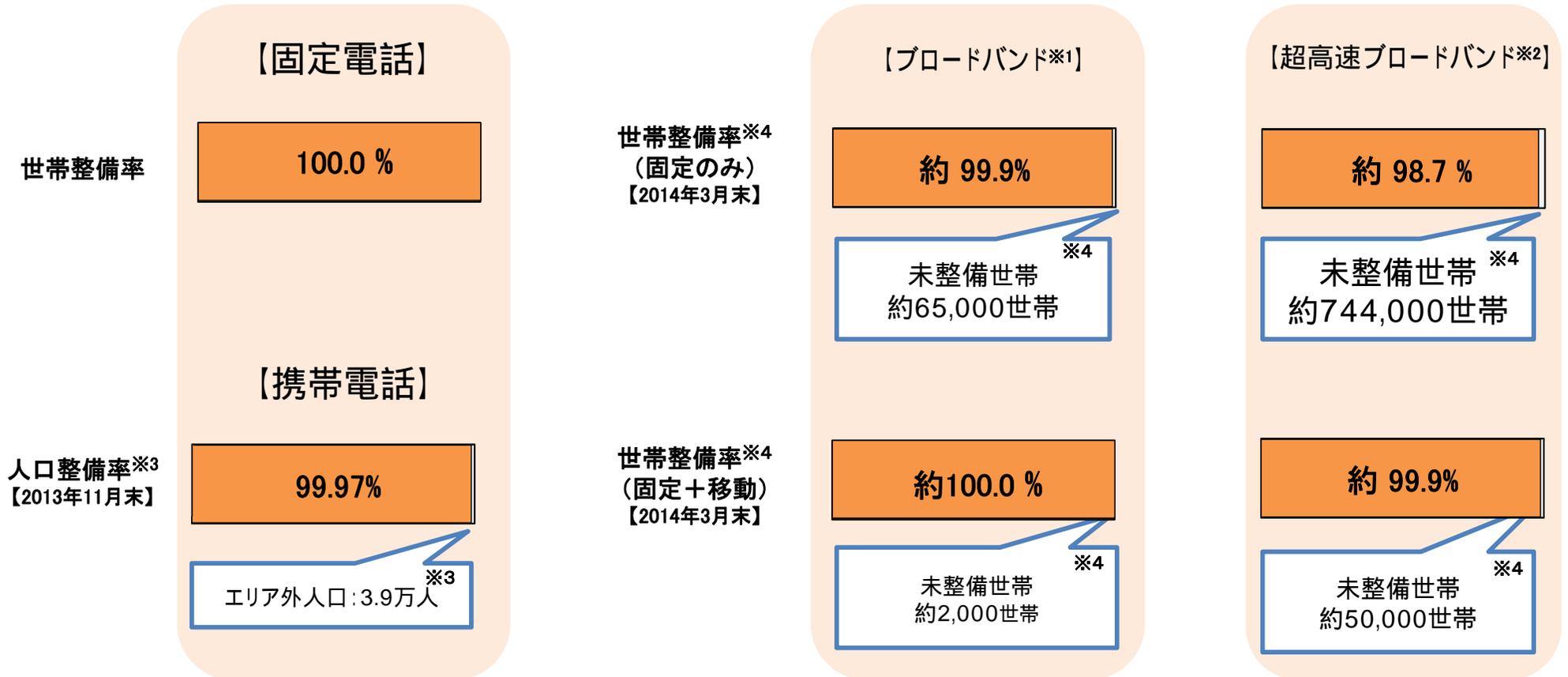
▲ 携帯電話(※1) ■ 固定電話
▲ 固定系ブロードバンド(※2) ■ 固定系超高速ブロードバンド(※3)

1 携帯電話は、携帯電話・PHS利用世帯の割合。
 2 固定系ブロードバンドはDSL、FTTH・CATV・FWA利用世帯の割合。
 3 固定系超高速ブロードバンドはFTTH利用世帯の割合。

- 固定電話は100%の基盤整備がなされている。
- 携帯電話・固定系ブロードバンドはほぼ100%の基盤整備がなされているが、条件不利地域に未整備地域が残る。

音声通話

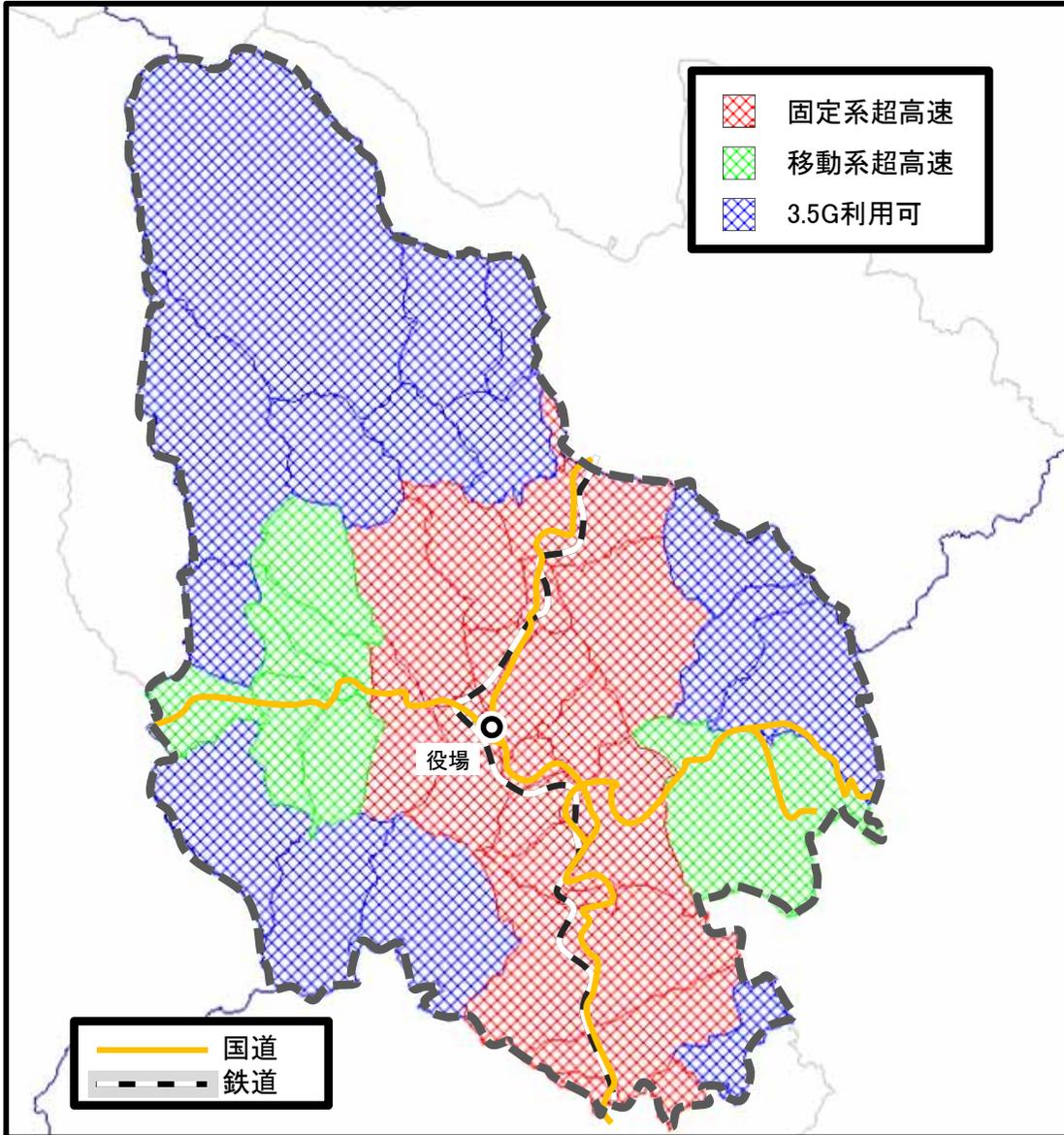
データ通信



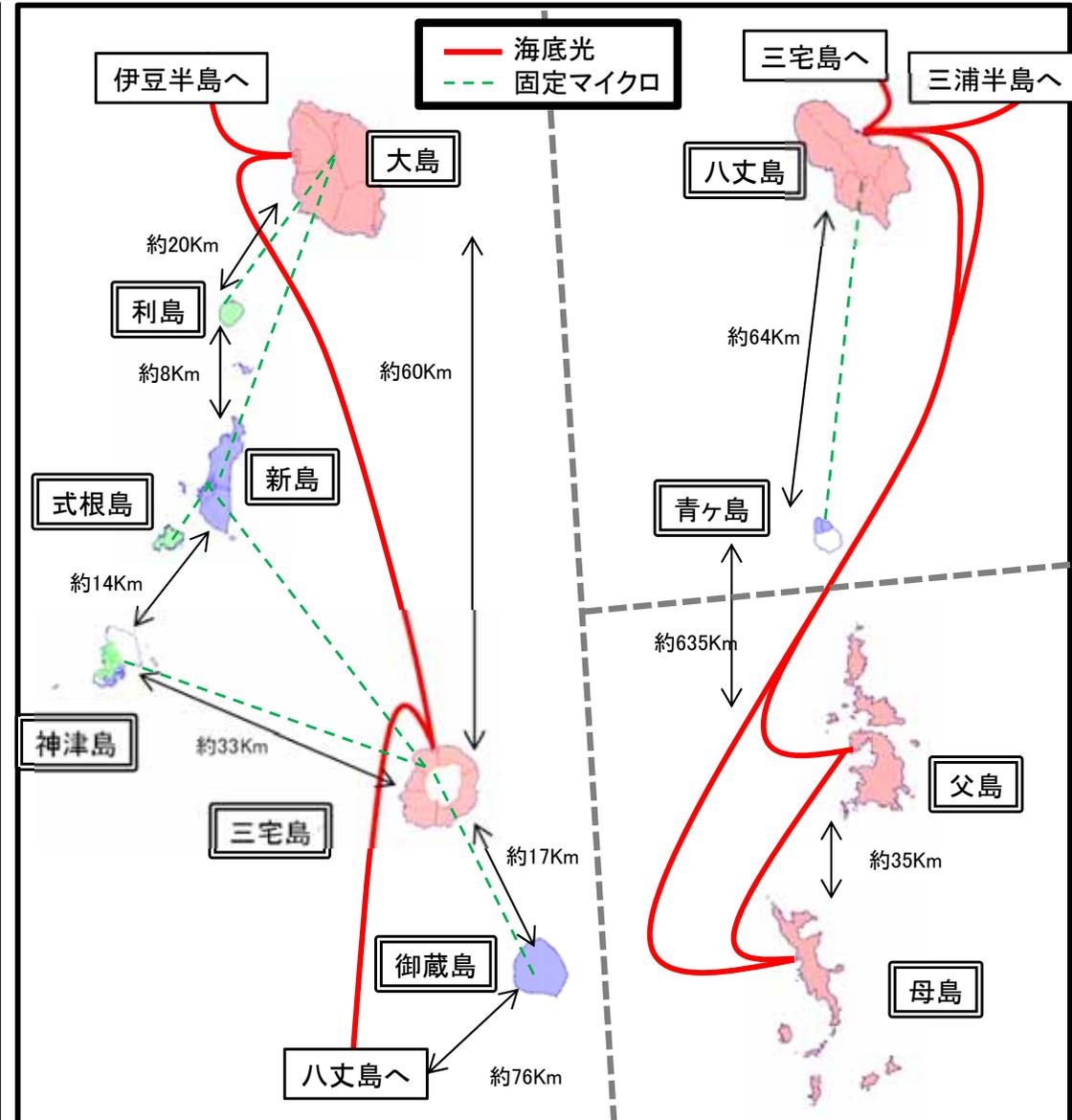
1 ブロードバンド: FTTH、DSL、CATVインターネット、FWA、BWA、LTE、3.5世代携帯電話等
 2 超高速ブロードバンド: FTTH、CATVインターネット、FWA、BWA、LTE等 (FTTH及びLTE以外は下り30Mbps以上のものに限る)
 3 国勢調査等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計。整備率は携帯電話が利用できる地域の人口を総人口で除したものの。
 4 現在、精査中の暫定値。住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計。整備率はカバーエリアの世帯数を総世帯数で除したものの。

- 固定系超高速ブロードバンドの基盤が整備されている自治体においても、中心部から離れた地域(山間部等)では未整備となっているケースがある。
- 海底光ファイバが敷設されていない離島等では、携帯電話(LTE)が整備されても、中継回線がボトルネックになり、超高速ブロードバンドが利用できないケースがある。

【一部未整備自治体の典型例】



【整備困難離島の典型例】



□ ①携帯電話・固定系ブロードバンドの未整備地域は、規模が小さい集落が中心である、面積による未整備地域の割合が世帯カバー率による未整備地域の割合より大きい、といったことが想定される。

①携帯電話

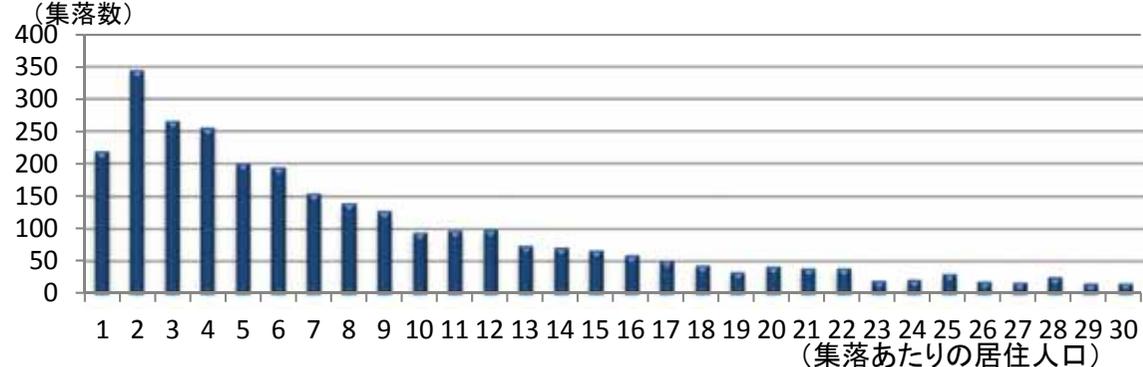
● 携帯電話の整備率 【2013年11月末】

出典:「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」報告書(平成26年3月)



● エリア外の集落における居住人口

出典:「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」報告書(平成26年3月)



②固定系ブロードバンド

● 固定系ブロードバンドの整備率 【2014年3月末】

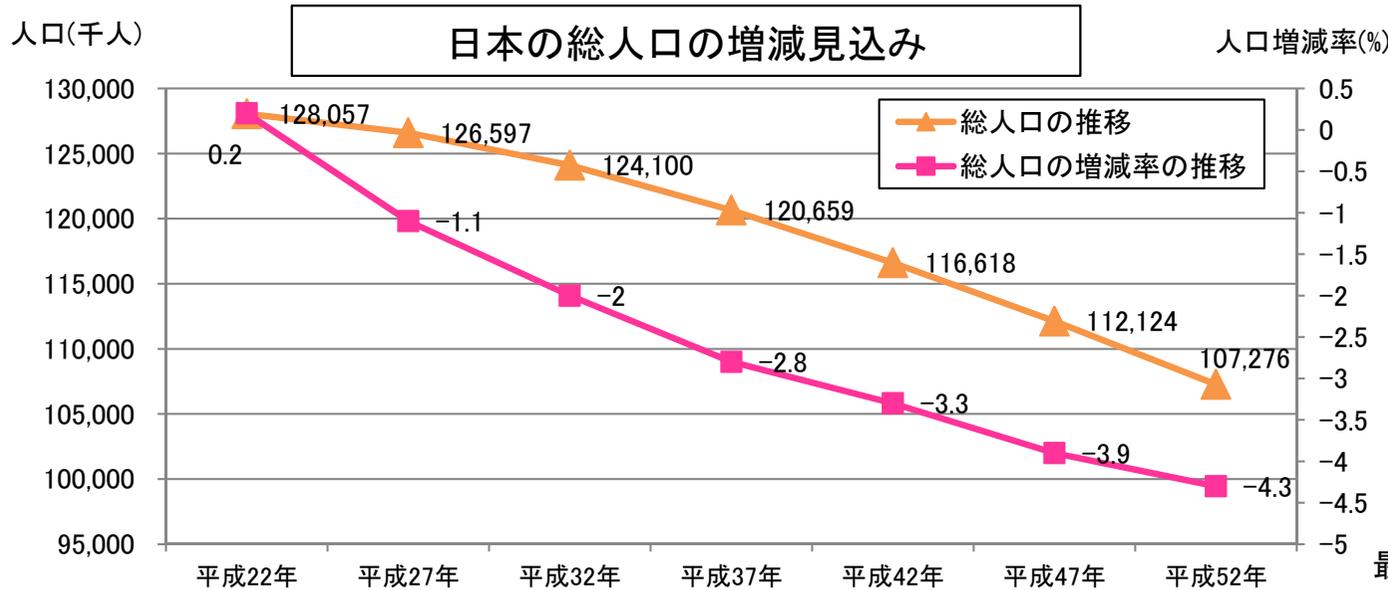
出典:総務省調査※



委員限り

※ 事業者情報等から一定の仮定の下に推計した値。世帯整備率及び未整備世帯数は精査中の暫定値

□ 我が国は、現在第3人口移動期にあり地方圏から都市圏への転出が大きい一方で、総人口自体は減少していきと見込まれている。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口ー平成22(2010)～52(2040)年ー(平成25年3月推計)」

都道府県別人口増減率の推移



平成27年～平成32年に最も人口が減少する地域(%)

秋田県	-6.2
青森県	-5.3
高知県	-5.0
山形県	-4.8
岩手県	-4.7
和歌山県	-4.6
島根県	-4.6
徳島県	-4.4
山口県	-4.2
長崎県	-4.2

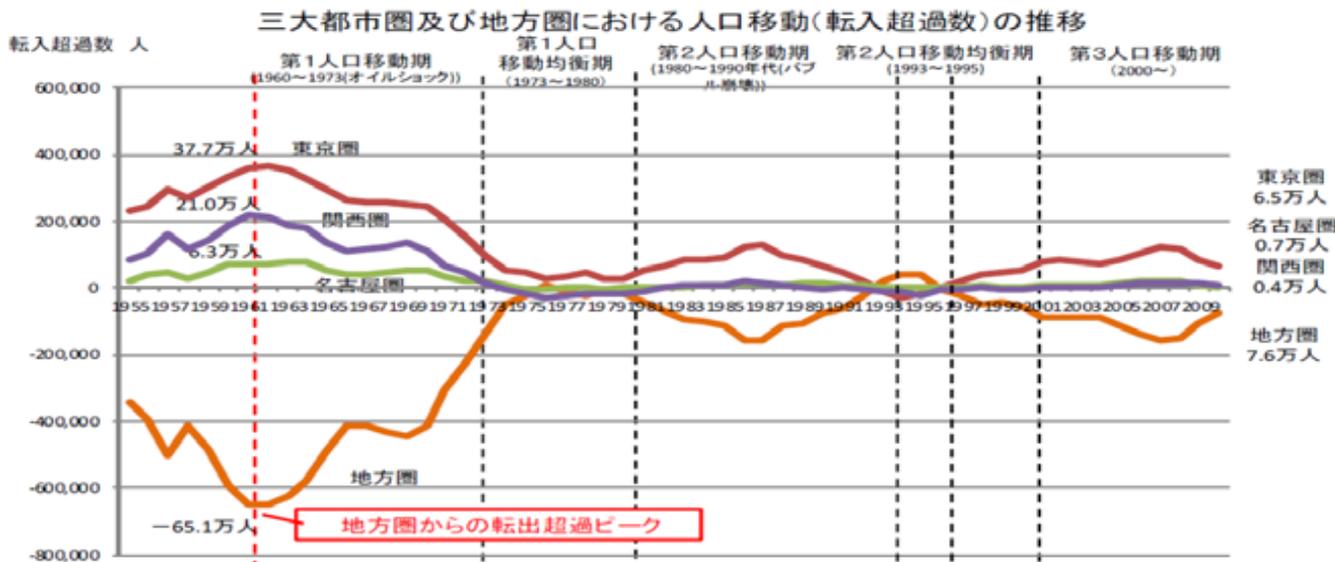
全国	-2.0
----	------

平成37年～平成42年に最も人口が減少する地域(%)

秋田県	-7.4
青森県	-6.6
高知県	-6.0
岩手県	-5.9
和歌山県	-5.7
山形県	-5.6
島根県	-5.4
福島県	-5.4
徳島県	-5.4
山口県	-5.3

全国	-3.3
----	------

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口ー平成22(2010)～52(2040)年ー(平成25年3月推計)」



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」表5-1、日本創成会議・人口減少問題検討分科会「ストップ少子化・地方元気戦略」

1 条件不利地域における基盤の整備・維持の現状と課題

(1) 基盤の整備・維持の現状、基盤の利用の状況等

(2) これまでの基盤の整備・維持の取組と課題

2 個別論点について

- 固定電話は、独占時代から、あまねく提供を、制度により保障するものと位置づけられている。
- 携帯電話・固定系ブロードバンドは、条件不利地域での提供について、地域特性を踏まえつつ進めるものと位置づけられている。

固定電話

携帯電話

固定系ブロードバンド

独占時代
(~S60)

- 公衆電気通信法

自由化後
(S60~)

- NTT法
 - ・ 電話の役務のあまねく日本全国における適切・公平・安定的な提供。

現在

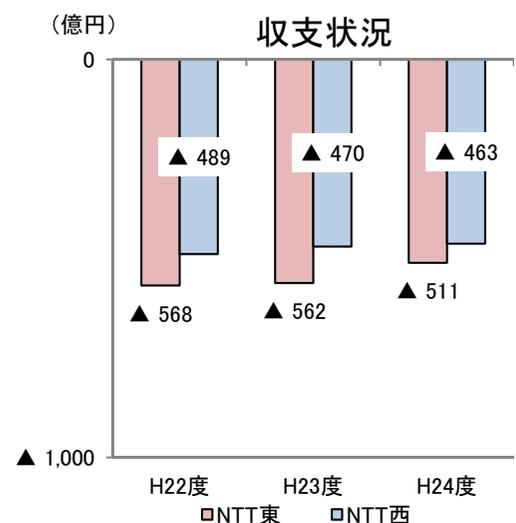
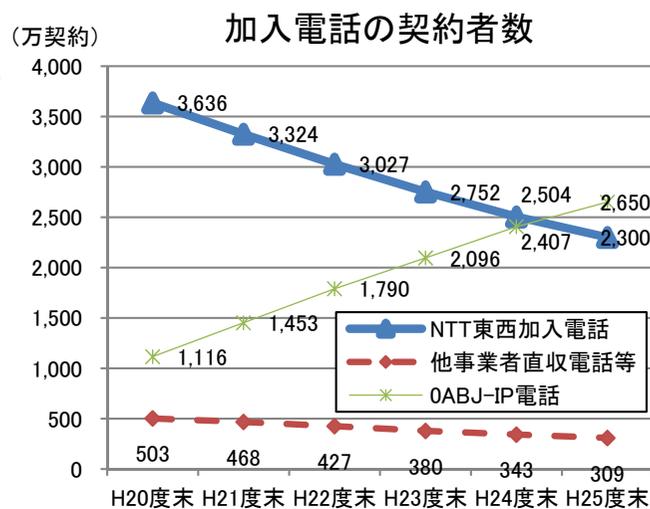
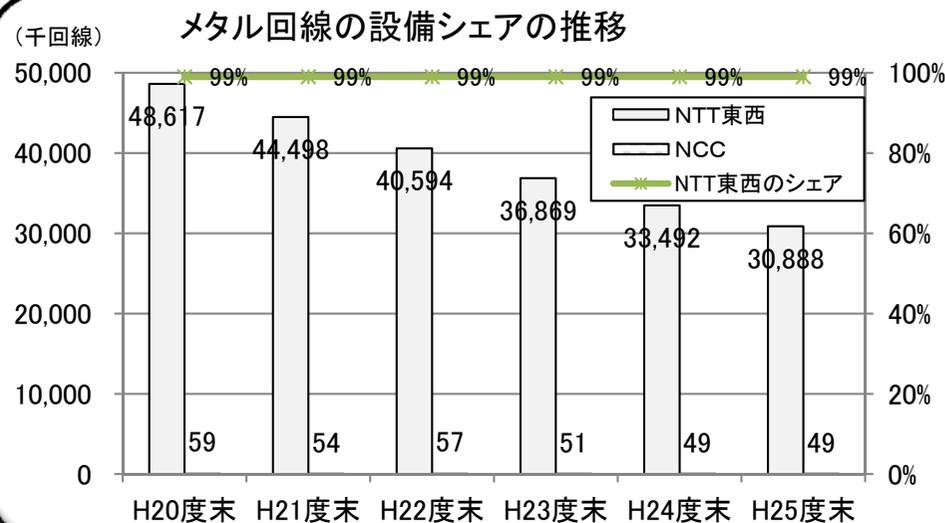
- 世界最先端 IT 国家創造宣言の工程表(平成25年)
 - ・ 世界最高水準のITインフラ環境の確保
 - (略)ワイヤレスネットワークに係る地域間の情報格差の解消に向けた取組を推進(略)

- 世界最先端IT国家創造宣言(平成25年)
 - ・ 世界最高水準のITインフラ環境の確保
 - 通信ネットワークインフラについては、低廉かつ高速のブロードバンド環境が利用できるよう事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を引き続き推進するとともに、離島などの不採算地域においても、地域特性を踏まえつつ、高速のブロードバンド環境の整備・確保を図る。

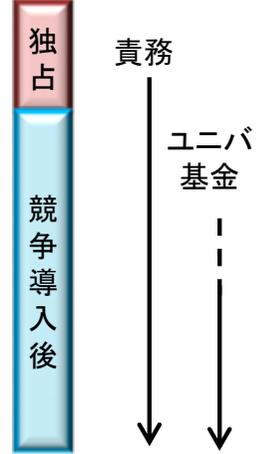
固定電話の基盤の状況・取組

- 固定電話を単独で提供する基盤は、メタルアクセスが中心。
- メタルアクセスは、NTT東西がNTT法 §3を踏まえあまねく全国整備しており、基盤はNTT東西がほぼ独占している。
- NTT東西の加入電話の契約者数は年10%程度減少し、収支は平成17年度以降赤字となっている。
- NTT東西の加入電話を維持するため、平成13年にユニバーサルサービス基金を整備し、平成19年から稼働。

状況



取組



- 昭和60年以前(日本電信電話公社の独占)
 - 公衆電気通信法に基づき独占事業者である日本電信電話公社により「全国あまねく提供」を確保。
- 昭和60年(競争の導入)
 - 電気通信市場に競争を導入しつつ、NTT法に基づきNTTにより「全国あまねく電話の役務」を確保。
- 平成13年(電気通信事業法の一部改正)
 - 競争の進展を踏まえ、ユニバーサルサービス基金を制度化。
- 平成17年度
 - NTT東西のユニバーサルサービスが赤字化。
- 平成19年度
 - ユニバーサルサービス基金の運用開始。
 - 負担金の徴収・交付金の交付開始。

ユニバーサルサービス基金とは、独占時代からNTT東西により整備・維持するとされている固定電話について、競争の進展によってもその提供を維持するために、固定電話の提供により生じた赤字の一部を補填し、その負担を受益する電気通信事業者に求める制度。

制度導入の経緯

独占時代からNTT東西により整備・維持するとされている固定電話について、地域通信市場における競争の進展によってNTT東西のコスト負担だけで維持することが困難となりつつあることを踏まえ、平成13年に制度化。平成19年度から稼働。

制度の概要

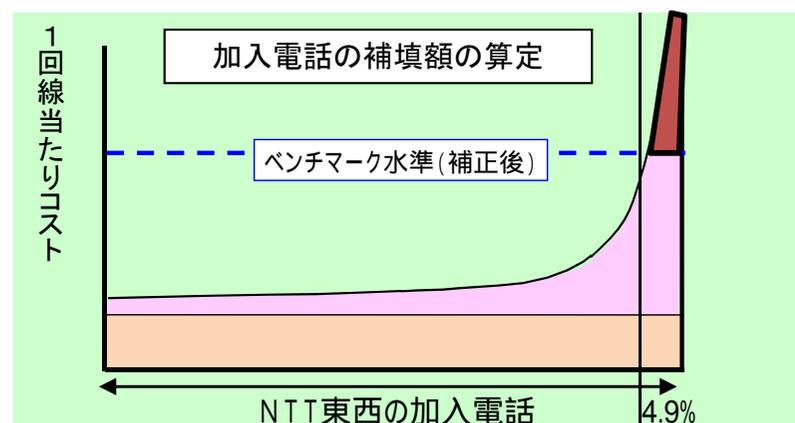
適格電気通信事業者(法律に定める基準に適合する固定電話(ユニバーサルサービス)を提供する電気通信事業者として総務大臣が指定した者)のユニバーサルサービスの提供により生じた赤字の一部を補填する(交付金として交付)する。

NTT東西が適格電気通信事業者に指定され、NTT東西の加入電話(基本料部分)、第一種公衆電話及び緊急通報が補填の対象。

補填額は、長期増分費用モデルで算定した加入者回線の費用について、高コスト側上位4.9%に属する回線の費用のうちベンチマークを超える部分(加入電話)。

補填の原資は、ユニバーサルサービス設備と接続等を行うことにより受益している電気通信事業者が応分の負担をすることで賄う。

ユニバーサルサービス基金のこれまでの補填等



	H16度	H17度	H18度	H19度	H20度	H21度	H22度	H23度	H24度	H25度	H26度
ユニバ整備状況	100%	→									
NTT東西のユニバ収支(億円)	843	▲518	▲849	▲1,255	▲1,312	▲1,185	▲1,103	▲1,079	▲1,022	-	-
補填額(億円)	-	-	-	152	136	180	188	152	111	74	69

- 固定電話の基盤の整備・維持については、NTT東西の加入電話について、契約者数が年10%程度の割合で減少、収支が継続して赤字であるとの課題がある。

NTT東西の加入電話は、契約者数が年10%程度の割合で減少を続け、収支が継続して赤字である一方、ユニバーサルサービス基金の補填額は約30億円(平成26年度加入電話・基本料部分)となっている。

NTT東西の加入電話・基本料部分の契約者数、赤字額等の推移

年度	H17度	H18度	H19度	H20度	H21度	H22度	H23度	H24度	H25度	H26度
契約者数(万)	4,691.1	4,334.3	3,962.0	3,636.1	3,323.8	3,027.1	2,752.1	2,504.2	2,300.0	-
増減率	▲6.9%	▲7.9%	▲8.9%	▲8.6%	▲8.9%	▲9.0%	▲9.2%	▲9.2%	▲8.3%	-
収益(億円)	10,449.7	9,658.0	8,874.9	8,126.7	7,434.9	6,781.6	6,167.2	5,618.2	-	-
費用(億円)	10,922.0	10,467.3	10,087.5	9,396.6	8,577.6	7,846.3	7,199.7	6,593.1	-	-
赤字額(億円)	▲472.3	▲809.2	▲1,204.0	▲1,262.1	▲1,136.1	▲1,058.1	▲1,032.5	▲974.9	-	-
補填額(億円)	-	-	120.1	92.4	137.9	144.9	109.5	70.8	35.0	29.7

契約者数は、総務省HPによるNTT東西の加入電話の契約者数。収益・費用・赤字額は基礎的電気通信役務収支表より抜粋。

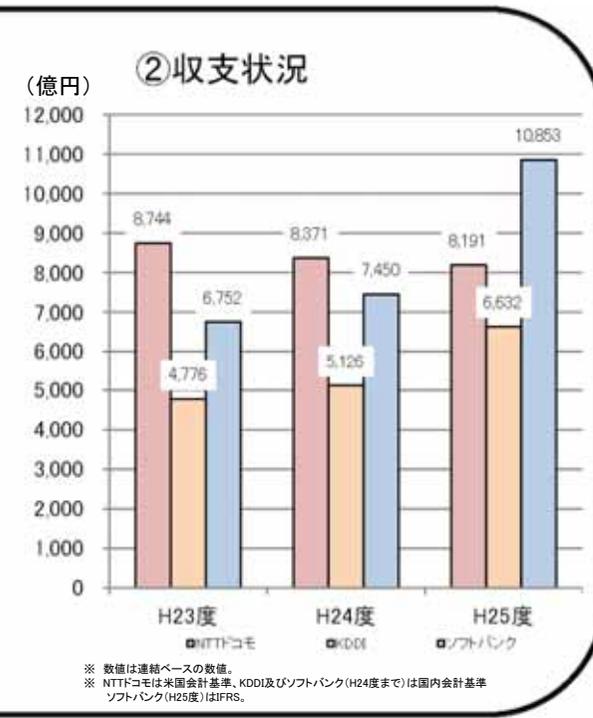
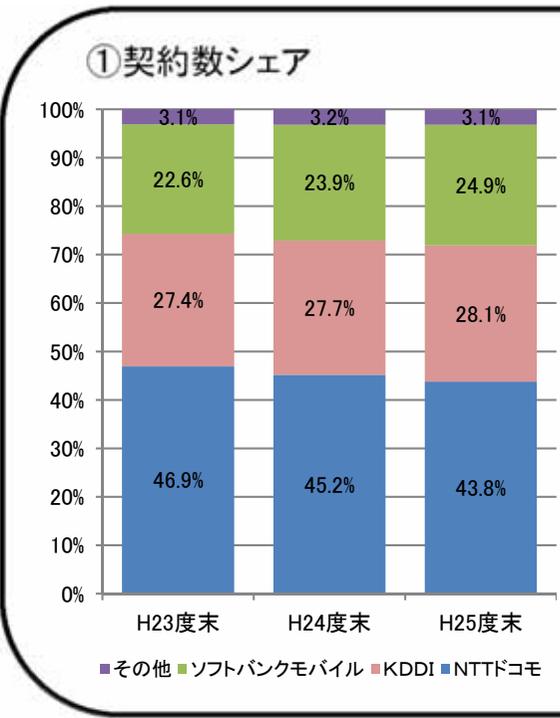
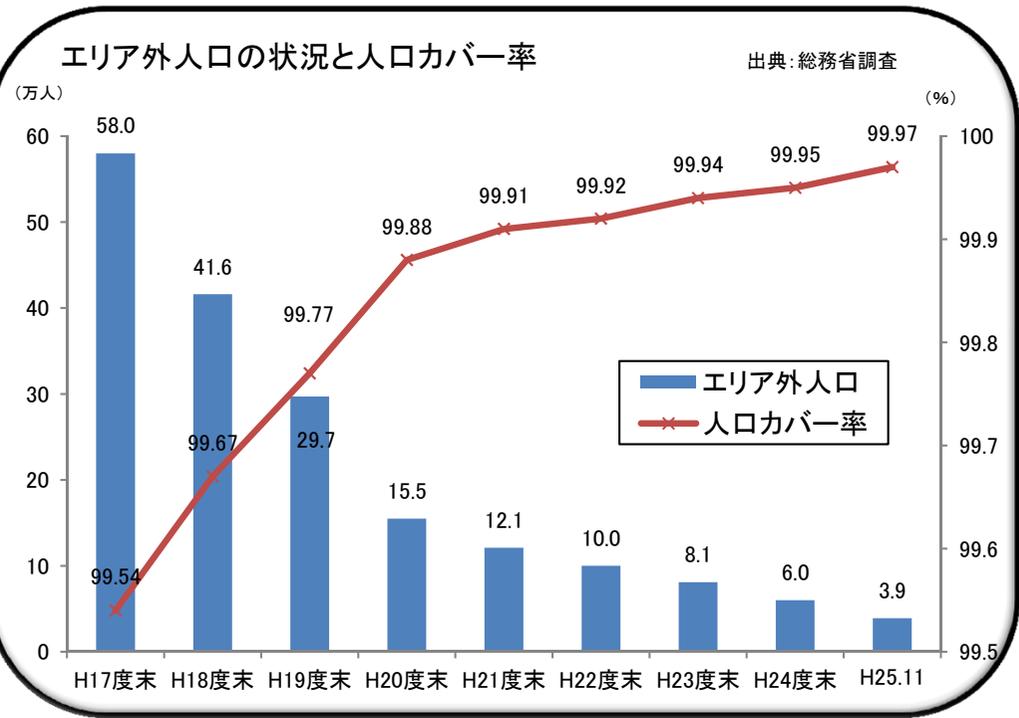
補填額は、利用者の負担の増加を可能な限り回避するため、平成20年度からベンチマークの変更を、平成22年度から平成25年度にかけて段階的に一部コストの控除を行っている。

このほか公衆電話(第一種公衆電話のみ。第二種公衆電話及び特設公衆電話は対象外。)及び緊急通報について補填を行っている。

携帯電話の基盤の状況・取組

- 携帯電話の基地局整備は、携帯電話事業者により競争環境の中で進められている。
- 市場は契約者数のシェアからみて寡占状態となっており、各社とも高い営業利益を上げている。
- 総務省では、地理的に条件不利な地域における基地局・伝送路の整備のため、平成3年から国庫補助による支援を開始。

状況



取組

平成3年～
移動通信用鉄塔施設整備事業
 補助率：1/4
 補助対象：基地局(鉄塔・局舎)
 事業主体：公益法人



平成17年～
無線システム普及支援事業
 補助率：1/2(世帯数が100未満の場合2/3)
 補助対象：10年間の伝送路の使用料等
 事業主体：公益法人



平成20年～
携帯電話等エリア整備事業
 補助率：1/2(世帯数が100未満の場合2/3)、
 補助対象：基地局・伝送路
 事業主体：市町村、無線通信事業者(伝送路設備)

□ 携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域があり、それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

□ これまでの予算額等

	H16度	H17度	H18度	H19度	H20度	H21度	H22度	H23度	H24度	H25度	H26度
基地局 予算額	20.4億円	16.5億円	16.0億円	16.4億円	27.9億円	47.6億円	24.2億円	22.1億円	21.6億円	16.7億円	11.9億円
箇所数	65	55	47	43	92	880	110	121	99	54	(40)
伝送路 予算額	—	29.5億円	33.7億円	43.9億円	30.9億円	133.1億円	41.6億円	35.9億円	25.6億円	7.9億円	3.1億円
箇所数	-	77	82	130	69	135	81	53	44	8	(8)
合計 予算額	20.4億円	46.0億円	49.7億円	60.3億円	58.8億円	180.7億円	65.8億円	58.0億円	47.1億円	24.6億円	15.0億円

※ 箇所数は実績値を記載。

□ 施策の概要

- ・ 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島など)において、市町村が携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線設備等)を整備する場合や、無線通信事業者等が基地局の開設に必要な伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備に対して補助金を交付する。

ア 事業主体：地方自治体(市町村) 基地局施設

無線通信事業者 伝送路施設

イ 対象地域：地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島等)

ウ 補助対象：基地局費用(鉄塔、局舎、無線設備等)

伝送路費用(中継回線事業者の設備の10年間の使用料)

エ 負担割合：

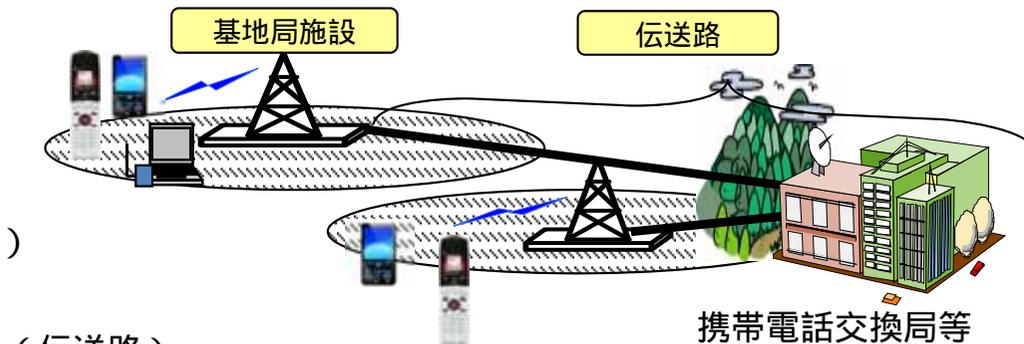
(基地局)

【100世帯以上】

国 1/2	都道府県 1/5	市町村 3/10
----------	-------------	-------------

【100世帯未満】

国 2/3	都道府県 2/15	市町村 1/5
----------	--------------	------------



(伝送路)

【100世帯以上】

国 1/2	無線通信事業者 1/2
----------	----------------

【100世帯未満】

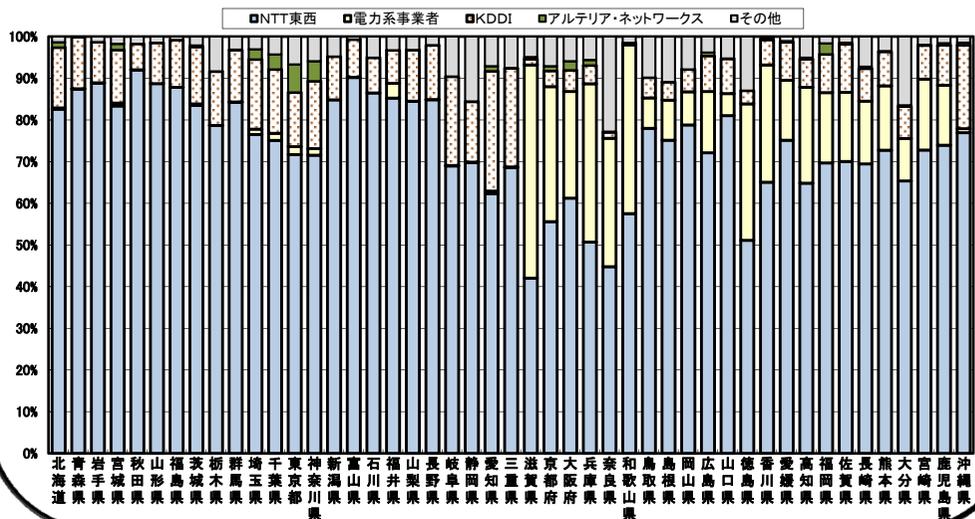
国 2/3	無線通信事業者 1/3
----------	----------------

- 固定系ブロードバンドの基盤整備・サービス提供はNTT東西のみならず、CATV事業者、電力系事業者等の多様な事業者により実施。
- FTTHの契約者のシェアはNTT東西が50%以上を占めるものの、契約数ベースで2位・3位に一定の事業規模を有する競争事業者がある。
- 地理的に条件不利な地域におけるブロードバンド基盤を整備するため、平成16年から国庫補助による支援を開始。

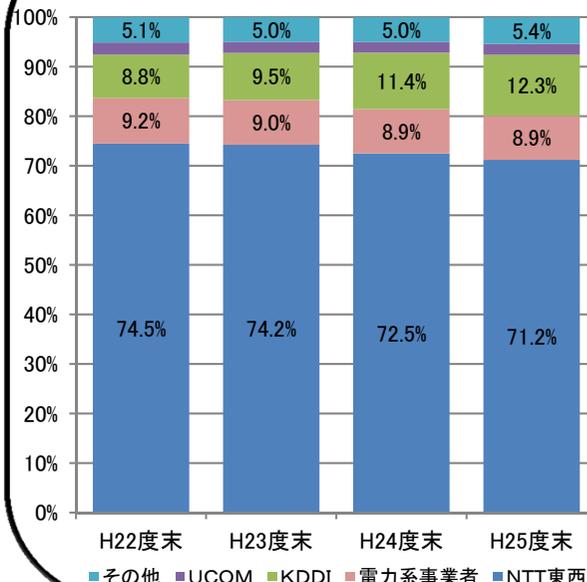
状況

● 都道府県別のFTTH契約者数のシェア(H25度末時点)

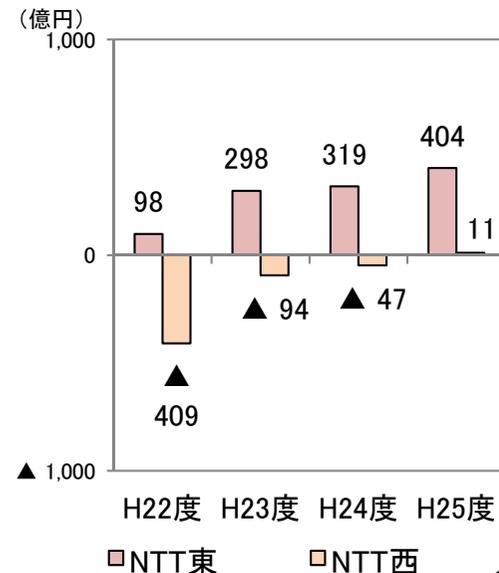
東日本地域と比較し、西日本地域ではFTTH契約数におけるNTT西以外の競争事業者のシェアが高い傾向にある。



① FTTHの契約数シェア



② NTT東西のフレッツ光の収支状況



取組

平成16年
 加入者系光ファイバ網整備事業
 補助率: 1/3
 補助対象: FTTH、無線アクセス装置 (FWA等) 等
 事業主体: 条件不利地域を抱える市町村



平成18年
 地域情報通信基盤整備推進交付金
 補助率: 1/3(市町村)、1/4(三セク)
 補助対象: FTTH、CATV、ADSL、FWA等
 事業主体: 条件不利地域を抱える市町村等



平成23年
 情報通信利用環境整備交付金
 補助率: 1/3(離島の場合2/3)
 補助対象: FTTH等
 事業主体: 条件不利地域を抱える市町村

□ 総務省では、超高速ブロードバンド等のインターネットアクセスサービスが利用できない地域のうち、民間事業者による整備が見込まれない「条件不利地域」等において地方公共団体が情報通信基盤を整備する場合に、その事業費の一部を補助。

□ これまでの予算額等※1※2※3

	H16度	H17度	H18度	H19度	H20度	H21度	H22度	H23度	H24度	H25度	H26度
予算額	24.7億円	7.9億円	93.7億円	57.0億円	167.2億円	891.6億円	—	24.0億円	15.0億円	8.0億円	5.1億円
箇所数	6	4	79	65	125	413	-	6	8	7	(3)

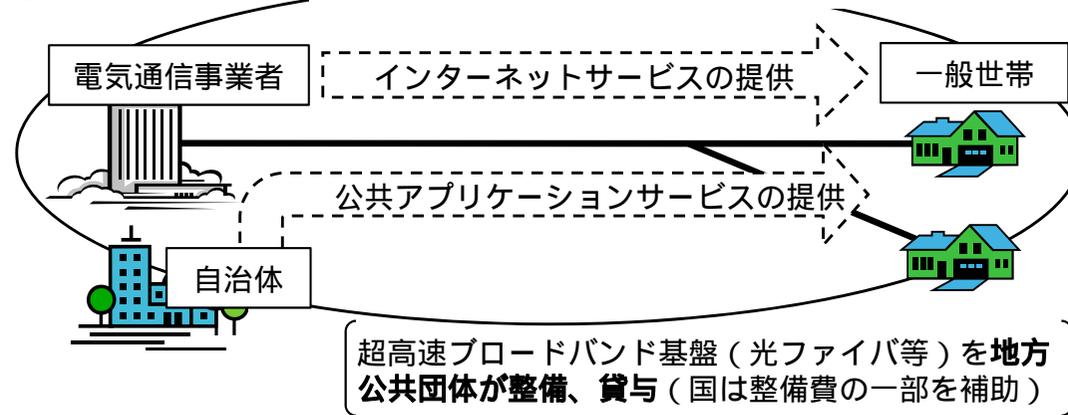
※1 平成16年～17年は加入者系光ファイバ網整備事業、平成18年度～平成21年度は地域情報通信基盤整備推進交付金、平成23年度～は情報通信利用環境整備推進交付金の数値を記載。
 ※2 地域情報通信基盤整備推進交付金については、地上デジタル放送用施設・設備の整備や当該設備とブロードバンド・超高速ブロードバンド設備との一体的整備も補助対象としており、FTTH整備のみの内数の把握ができないため、総額を計上。
 ※3 箇所数は実績値を記載。

□ 情報通信利用環境整備推進事業(H23～H27)の概要

- 過疎地、離島等の「条件不利地域」⁴を含む地域において、地方公共団体が光ファイバ等を整備する場合、事業費の1/3を補助。(離島を整備する場合は事業費の2/3を補助⁵)
- 残りの2/3(離島の場合は1/3)については過疎債等を充当することが可能。(過疎債を充当した場合、地方公共団体の実質負担割合は事業費の2割(離島の場合は1割))
- 地方公共団体は整備した光ファイバ等を一般的には電気通信事業者に貸与し、電気通信事業者は貸与された光ファイバ等を用いてインターネットサービスを住民に提供。
- 地方公共団体は貸与した光ファイバ等を利用し、公共アプリケーションサービス(災害情報告知や高齢者見守り等)を住民に提供。

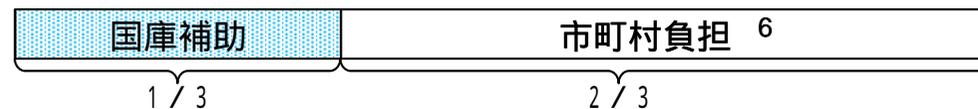
4: 過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯
 5: 平成25年度から補助率を引き上げ

[イメージ図] (過疎地、離島等の「条件不利地域」を含む地域)

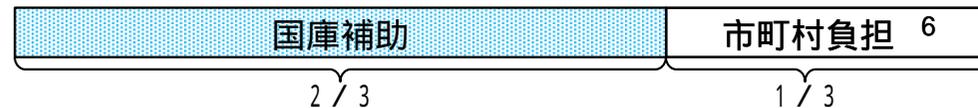


[負担割合]

【離島以外の場合】



【離島の場合】



6: 過疎債・辺地債等。過疎債を使用した場合、実質負担率は、全体事業費の2割(離島は1割)

- 携帯電話・固定系ブロードバンドの基盤の整備・維持について、整備率が100%に達していないとの課題がある。

携帯電話の基盤の整備率は99.97%であり、未整備地域に3.9万人が居住している。

- ☞ 居住地域において100%提供すると仮定した場合に要する基盤の整備費用は、対応が必要な箇所の個別事情によること等から算定は困難。

固定系ブロードバンドの基盤の整備率については、

- ・ 固定系ブロードバンドは、整備率は約99.9%(ブロードバンドとしては約100%)、未整備地域に約6.5万世帯(ブロードバンドとしては約2千世帯)が居住している(1)。
- ・ 固定系超高速ブロードバンドは、整備率は約98.7%(超高速ブロードバンドとしては約99.9%)、未整備地域に約74.4万世帯(超高速ブロードバンドとしては約5万世帯)が居住している()。

※ 整備率及び未整備世帯数については、住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計。世帯整備率及び未整備世帯数は精査中の暫定値。

- ☞ 居住地域において100%提供すると仮定した場合に要する基盤の整備費用は、対応が必要な箇所の個別事情によること等から算定は困難。

□ 携帯電話・固定系ブロードバンドを、居住地域において100%提供すると仮定した場合に要する基盤の整備費用は、対応が必要な箇所の個別事情によること等から算定は困難。過去の条件不利地域における整備費用からすれば1,000億円を下回ることはない(どれだけ超えるかは推定困難。)と考えられる。

費用は、これまでに条件不利地域において実施した補助事業の整備費用等から推計したもの。今後、整備が必要な地域は過去の事業実施地域より更に整備の条件が悪化するため、この数値を上回ることが想定される。

	固定電話	携帯電話	固定系 ブロードバンド	固定系超高速 ブロードバンド
未提供世帯・人口数	—	39,000人※1	約65,000世帯※2	約744,000世帯※2

未整備地域の 整備費用	—	■620億円(※3) + 400億円(※4)を下 回らない額 3 基地局整備費 4 エントランス回線整備費	■195億円(※5)を下 回らない額 5 アクセス基盤整備費	■2,232億円(※5) + 600億円(※6)を下 回らない額 5 アクセス基盤整備費 6 海底ケーブル等整備費
----------------	---	--	--	--

1 出典:「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」報告書(平成26年3月)

2 事業者情報等から一定の仮定の下に推計した値。未整備世帯数は精査中の暫定値。

3、4 平成22年度～平成24年度の携帯電話等エリア整備事業の事業費及び平成25年11月時点におけるエリア外集落数を基礎として推計。

5 過去の1世帯当たりの整備単価(300千円/回線)より推計。

6 固定系超高速ブロードバンドの利用にあたり、海底ケーブル等の整備が必要な島について推計。

1 条件不利地域における基盤の整備・維持の現状と課題

(1) 基盤の整備・維持の現状、基盤の利用の状況等

(2) これまでの基盤の整備・維持の取組と課題

2 個別論点について

背景

- 電気通信サービスは、国民生活・経済活動に不可欠な公共性を有するものである一方、競争原理を導入し、公正な競争を通じた電気通信事業者の創意工夫の下で提供される環境を確保。こうした中で固定電話については、必要最低限のものとして、条件不利地域においても地域間格差なく提供されるよう全国あまねく整備・維持される制度を整備。
- ICTの発展、サービス・料金の多様化・低廉化により、携帯電話・固定系ブロードバンドの利用が拡大し、今後その基盤の利用の拡大・高度化が見込まれるが、競争原理下では、条件不利地域における基盤整備・維持は困難。
- このため、誰もが便利に利用できるICT基盤を実現するよう、条件不利地域におけるネットワーク・サービス基盤の整備・維持の在り方の検討が必要。



電気通信サービスの基盤の在り方とその整備・維持の在り方
全国あまねく基盤が整備・維持されている固定電話、基盤が未整備である地域がある携帯電話・固定系ブロードバンドについて、その整備・維持をどのようにして進めるべきか。

論 点

○ 固定電話・携帯電話・固定系ブロードバンドの基盤の条件不利地域における整備・維持について、国の関与の在り方をどう考え、どのような政策手段によって進めるべきか。

基盤の整備・維持の方向性について、社会経済活動上の位置づけ、今後の人口・条件不利地域の動向等を勘案すると、どのように考えられるか。

国の関与は、現在は「制度等の現状」にあるとおり。

国の関与の在り方について、サービス・基盤ごとの整備・維持の状況、整備・維持の費用、競争の状況、収益の状況等を勘案すると、どうあるべきと考えられるか。

携帯電話が固定電話・固定系ブロードバンドの機能を代替する可能性を有することについて、どのように取り扱って政策を進めるべきか。

固定電話・携帯電話・固定系ブロードバンドの地理的な確保についての国の関与の在り方を踏まえ、ユニバーサルサービス基金はどのようにあるべきか。

【制度等の現状】

固定電話については、制度としてあまねく基盤を整備・維持をすることとされている。具体的にはNTTに法律上の責務を課した上で、加入電話を対象としたユニバーサルサービス基金を整備している。

携帯電話・ブロードバンドについては、制度としてあまねく基盤を整備・維持をすることとされておらず、国は条件不利地域での基盤の整備を資金面でサポートとしている。

携帯電話については、「ワイヤレスネットワークに係る地域間の情報格差の解消の取組を推進」（「世界最先端IT国家創造宣言の工程表（平成25年6月））とし、「携帯電話エリア整備等事業」により、条件不利地域の基盤整備を進めている。

ブロードバンドについては、「世界最高水準のITインフラの整備 離島などの不採算地域においても、地域特性を踏まえつつ、高速のブロードバンド環境の整備・確保を図る」（「世界最先端IT国家戦略」（平成25年6月））とし、「情報通信利用環境整備推進事業」により、条件不利地域の基盤整備を進めており、維持は整備主体において行っている。

2020年代における通信基盤の役割を想定すると、固定電話・携帯電話・固定系ブロードバンドはいずれも重要な役割を担うことは明らか。

固定電話・携帯電話・固定系ブロードバンドの位置づけ

- 移動(携帯)**
- 無線であるため地形や建物等に応じて通信条件が一定ではない。
 - 固定地点に限らず、移動しながら遠隔地間での通信を実現。
- 固定**
- 有線であるため地形や建物等の影響を受けにくい。
 - 社会・経済活動の拠点である固定地点の遠隔地間での通信を実現。

携帯電話 (音声)	携帯電話 (データ通信)
固定電話 ※ 歴史的経緯も踏まえ、必要最低現のサービスとして、ユニバーサルサービスとして確保。	固定系 ブロードバンド

ロケーション

アプリケーション

- 電話**
- 自然的・基本的な意思伝達手段である会話を実現。
 - 国民共通の社会・経済基盤として定着。
- ブロードバンド**
- 会話を超える多様・高度なアプリケーションを実現。
 - 社会・経済活動の拡大に伴い、国民共通の社会・経済基盤となる可能性。

ICT基盤の役割の増大

・ アプリケーションが多様化・高度化。

- **社会活動の基盤としてのICTの役割の増大**
 - 政治・行政サービス
マイポータルの利用による行政手続きの簡素化、ウェブサイト等を通じた選挙運動の実現等
 - 医療・介護・健康
電子カルテの活用、遠隔医療の推進等
 - 教育
 - 地域活性化
 - 防災 等
- **経済活動の基盤としてのICTの役割の増大**
 - 製造業
通信モジュール、GPSの活用による機器の稼働状況の把握等
 - 物流業
クラウドサービスやICタグの活用による荷物情報の監視等
 - 金融業
 - 農業
 - サービス業 等

サービスが置かれた状況を比較すると、サービスごとに置かれている状況に相違があることが分かる。

	固定電話	携帯電話 ^(※1)	固定系ブロードバンド ^(※2)	
			固定系ブロードバンド	固定系超高速ブロードバンド
整備・維持の状況	<ul style="list-style-type: none"> 100%整備済み。 	<ul style="list-style-type: none"> 整備率は99.97%。 未整備地域に3.9万人が居住。 	<ul style="list-style-type: none"> 整備率は約99.9% (ブロードバンドとしては約100%)。 未整備地域に約6.5万世帯(ブロードバンドとしては約0.2万世帯)が居住。 	<ul style="list-style-type: none"> 整備率は約98.7% (超高速ブロードバンドとしては約99.9%)。 未整備地域に約74.4万世帯(超高速ブロードバンドとしては約5.0万世帯)が居住。
未整備地域の整備費用	-	<ul style="list-style-type: none"> 1,020億円を下回らない額と推計される。^(※3) 	<ul style="list-style-type: none"> 195億円を下回らない額と推計される。 	<ul style="list-style-type: none"> 2,832億円を下回らない額と推計される。
競争の状況(基盤)	<ul style="list-style-type: none"> ほぼNTT東西の独占。 	<ul style="list-style-type: none"> 殆どの地域で大手3社が競争。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域により状況が異なり、競争が活発な地域と競争が不活発な地域がある。 	
収支の状況	<ul style="list-style-type: none"> NTT東西のアナログ電話は970億円/年の赤字。 	<ul style="list-style-type: none"> 大手3社が継続的に大幅な黒字。 	<ul style="list-style-type: none"> 一定程度の黒字となっていると考えられる。 	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 有線であるため地形や建物等の影響を受けにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 無線であるため地形や建物等に応じて通信条件が一定ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ベストエフォートであるため(携帯電話はデータ通信のみ)、速度が確定的でない。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ベストエフォートであるため(携帯電話はデータ通信のみ)、速度が確定的でない。 		

これらの状況を踏まえると、どのような手法が考えられるか。

国が制度により保障する

国が補助する

1 出典:「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」報告書(平成26年3月)
 2 整備率及び未整備世帯数については、住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計。固定系ブロードバンドの世帯整備率及び未整備世帯数は精査中の暫定値。
 3 費用は、これまでに条件不利地域において実施した補助事業の整備費用等から推計したものの、今後、整備が必要な地域は過去の事業実施地域より更に整備の条件が悪化するため、この数値を上回ることが想定される。

□ 国の関与の在り方は、国が制度により確保を保障するものと国が確保を補助するものが想定され、現在の政策手段は、固定電話のユニバーサルサービス基金と補助金(携帯電話等エリア整備等事業、情報通信利用環境整備推進事業)がある。

国が制度により保障する

国が補助する

現在

■ 固定電話のユニバーサルサービス基金(NTT法の責務+電気通信事業法の補填)

経緯
・ 昭和60年以前(公社の独占)から、確保を保障しており、競争導入後も固定電話を維持するために創設。

- 概要
- ・ 対象
 - ー サービス : 省令で規定。事実上「(メタルの)固定電話」に特化。
 - ー 事業者 : 申請に基づき総務大臣が指定。事実上「NTT東西」に特化。
 - ー 行為 : 「維持」に特化
 - ・ 収支 : サービス収支の赤字を上限に補填。
 - ・ 補填の原資 : 他の事業者の負担金

■ 補助金(携帯電話等エリア整備等事業、情報通信利用環境整備推進事業)

経緯
・ 昭和60年以降(競争導入後)に条件不利地域の基盤整備を進めるために創設。

- 概要
- ・ 対象
 - ー サービス : 携帯電話(携帯電話等エリア整備等事業)、光ファイバ等(情報通信利用環境整備事業)に特化。
 - ー 事業者 : 非限定。
 - ー 行為 : 「整備(+維持)」
 - ・ 収支 : サービス収支は補助と無関係。
 - ・ 補助の原資 : 公的財源。

将来の可能性

■ 従来のユニバーサルサービス基金をベースとした政策

■ 従来の補助金をベースとした政策

■ 周波数政策と連携した政策

■ ■ ■

- 米国・EU・英国・フランス・イタリア・韓国においては、
 - 固定電話はユニバーサルサービスとされ、その提供方法は特定の方法に限定されておらず、技術中立的に扱われている。
 - 他方、携帯電話(モビリティ)・ブロードバンドは、ユニバーサルサービスとはしていない。
(携帯電話をユニバーサルサービスとしている国は確認できないが、ブロードバンドについてはフィンランド・スイス等の一部の国がユニバーサルサービスとしている。)

	米国	EU	英国	フランス	イタリア	豪州	韓国
ユニバーサルサービスの範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆交換網への音声級アクセス等 ・市内通話 ・緊急通報アクセス ・低所得者に対する長距離通話発信制限サービス 高コスト支援の対象。他に、低所得者、医療機関、学校・図書館支援に係るサービスもあり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定地点における公衆向け電話網への接続等 ・公衆電話 ・緊急通報 ・電話帳、番号案内 (・障害者サービス) (・低所得者料金) (・ブロードバンド) 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話サービス ・公衆電話 ・緊急通報 ・電話帳、番号案内 ・障害者サービス ・低所得者料金 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話サービス ・公衆電話 ・緊急通報 ・電話帳、番号案内 ・障害者サービス ・低所得者料金 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話サービス ・公衆電話 ・緊急通報 ・電話帳、番号案内 ・障害者サービス ・低所得者料金 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話サービス ・公衆電話 ・緊急通報 ・電話帳、番号案内 	<ul style="list-style-type: none"> ・有線電話サービス ・公衆電話 ・緊急通報 ・障害者料金 ・低所得者料金
携帯電話の扱い	×(ユニバの範囲外) ユニバーサルサービスである電話を、携帯電話により提供することは可能。	×(ユニバの範囲外) ユニバーサルサービスである電話を、携帯電話により提供することは可能。	×(ユニバの範囲外) ユニバーサルサービスである電話を、携帯電話により提供することは可能。	×(ユニバの範囲外) ユニバーサルサービスである電話を、携帯電話により提供することは可能。	×(ユニバの範囲外) ユニバーサルサービスである電話を、携帯電話により提供することは可能。	×(ユニバの範囲外) ユニバーサルサービスである電話を、携帯電話により提供することは可能。	×(ユニバの範囲外)
ブロードバンドの扱い	×(ユニバの範囲外) ブロードバンドの提供をユニバ-サルサービス基金による支援の要件としている。	△(加盟国の判断) 域内では、フィンランドが1Mbpsのブロードバンドをユニバーサルサービスとしている。	×(ユニバの範囲外)	×(ユニバの範囲外)	×(ユニバの範囲外)	×(ユニバの範囲外) ユニバーサルサービス制度以外の政策で確保。	×(ユニバの範囲外)

米国では、携帯電話・ブロードバンドはユニバーサルサービスとしていないが、ユニバーサルサービス基金における資金をこれらを整備する電気通信事業者に交付。

フィンランドでは、2009年10月に、世界で初めてブロードバンドをユニバーサルサービス義務に含めるとされ(ユニバーサルサービスとされている電話サービスの要件として追加)、全国サービスとして最低で下り1Mbpsのブロードバンドが提供される状態にある。

制度の目的

- 全国サービスの確保(通信市場法 § 60)
規制機関がユニバーサルサービス事業者に指名した事業者は、地理的位置によらず、合理的な価格で、利用者の居住地やロケーションにおいて公衆通信網への接続を提供しなければならない。
- 合理的な料金の確保(通信市場法 § 60)
規制機関は、ユニバーサルサービスの料金をモニターし、(略)

・ 政治主導で追加
・ 電話サービスの要件として追加。
・ 事業者は、顧客の要請があった場合のみユニバ基準を満たすブロードバンドを提供すればよい。
[規制当局ヒアリング]

・ ブロードバンドはユニバ義務がなくても約99.9%カバー済み。
・ ユニバとしてのブロードバンドはモバイルのみで履行し、通常サービスとは別メニュー。
・ 品質は高いが、料金も高いので(通常約10ユーロ/月のところ、約40ユーロ/月)、商業的サービスが提供されない一部エリア(3Gエリア外)でしかニーズはない。
[事業者ヒアリング]

制度の概要

ユニバーサルサービスの範囲

電話サービス

- ・ 緊急通報が可能
- ・ インターネット接続が可能 → 固定でも無線でも可
→ 下り最低1Mbps
→ 下り24時間平均750Kbps以上 等

番号案内

電話帳

義務事業者

- ・ 選定場所・選定単位 : サービスの提供状況を踏まえ、事業者を指定する必要がある自治体(例えば、3社のサービス提供事業者が存在しない自治体等)ごとに、義務事業者を選定。
- ・ 選定方法 : 規制当局が比較審査をして選定。

ユニバーサルサービス基金

- ・ 義務事業者が支援を要請し、規制当局に認められれば、国庫からの支援を受けられる。ただし、通常の電話サービスも含め、これまで支援の実績はない。

□ 携帯電話の通話機能・データ通信機能は、それぞれ固定電話の通話機能・固定系ブロードバンドのデータ通信機能に代替することができるが、品質等の面で相違がある。

○ 固定電話と携帯電話(通話)

	固定電話	携帯電話(通話)
安定性	<ul style="list-style-type: none"> 有線であるため地形や建物等の影響を受けにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 無線であるため地形や建物等に応じて通信条件が一定ではない。
品質	<ul style="list-style-type: none"> 通話品質については、端末・交換設備間の送受話ラウドネス定格が一定以下。 	<ul style="list-style-type: none"> 通話品質について、携帯電話の通話品質の設定・維持は、事業者自らの努力義務。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ファックス利用が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ファックス利用は不可能。
	<ul style="list-style-type: none"> POSシステム※1、PBX※2等の端末に対応。 	<ul style="list-style-type: none"> POSシステム※1、PBX※2等の端末には不対応。
	<ul style="list-style-type: none"> ADSL(固定ブロードバンド)と同一の回線で利用可能。 	<ul style="list-style-type: none"> データ通信機能を利用可能。

※1 販売時点情報管理(Point of Sales)システム ※2 構内交換機(Private Branch Exchange)

○ 固定系ブロードバンドと携帯電話(データ通信)

	固定系ブロードバンド	携帯電話(データ通信)
安定性	<ul style="list-style-type: none"> 有線であるため地形や建物等の影響を受けにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 無線であるため地形や建物等に応じて通信条件が一定ではない。
品質	<ul style="list-style-type: none"> ベストエフォートであり、速度の保障はない。 	<ul style="list-style-type: none"> LTEは、75Mbps～112.5Mbpsの速度。 基地局からの距離に応じて速度が著しく低下することがある。 3.5Gは、2.4Mbps～42Mbpsの速度。 基地局からの距離に応じて速度が著しく低下することがある。 エントランス回線がブロードバンド対応でなければ相応の速度が確保できない。 メタルではブロードバンド、メタル・無線・衛星では超高速ブロードバンドが非対応。
	<ul style="list-style-type: none"> FTTHは、100Mbps～1Gbpsの速度。収容局からの距離に応じて速度が著しく低下することはない。 ADSLは、8Mbps～50Mbpsの速度。収容局からの距離に応じて速度が著しく低下することがある。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 通常中継回線はブロードバンドに対応(一部離島を除く。) 	
提供条件	<ul style="list-style-type: none"> 一般にデータ利用の上限はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 料金プランによってデータ利用に上限。

○ 固定電話と携帯電話(通話)

	固定電話		携帯電話(通話)	
	従量制(※1)	定額制(※2)	従量制(※3)	定額制(※4)
基本料	1,450円～1,700円	1,400円	743円	2,200円
通話料	固定・市内着 8.5円/3分 固定・市外着 10円/45秒～90秒 携帯電話 着 16円/60秒	1,280円分の無料通話 (超過分・7.2円/3分)	20円/30秒	国内通話無料

※1 NTT加入電話(住宅用)の料金。地域によって異なる。/固定電話への通話料は昼間料金。/携帯電話への通話料はNTTドコモ着の場合の料金。

※2 NTT東日本の「ひかり電話」の「安心プラン」の料金。なお、当該プランの利用のためには、別途フレッツ光の契約が必要。

※3 NTTドコモ・タイプXiの料金。2年間の継続利用を前提。

※4 NTTドコモ・カケホーダイ(ケータイ)プランの料金。2年間の継続利用を前提。

○ 固定系ブロードバンドと携帯電話(データ通信)

	固定系ブロードバンド		携帯電話(データ通信)	
	ブロードバンド DSL(※1)	超高速ブロードバンド FTTH(※2)	ブロードバンド 3. 5G(※3)	超高速ブロードバンド LTE(※4)
基本料	2,800円	5,000円	最大5,700円	2GB: 4,700円 5GB: 6,200円 10GB: 10,700円 ...
ISP料金	1,200円	1,100円	500円	200円

※1 DSLの基本料は、NTT東日本のフレッツADSL(47Mコース)・電話共用型の月額利用料。DSLのISP料金は、NTT東日本のフレッツADSL(47Mコース)・電話共用型を利用した場合のOCNの料金。

※2 FTTHはNTT東日本の「フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ」(にねん割適用時(-700円))の料金(HGW含む)。ISP料金は、OCNの「2年割」適用時。

※3 3.5GはNTTdocomoのFOMAデータ通信の「定額データプラン スタンダード2 バリュー」の料金(定額データ スタンダード割2利用時)。/通信料の制限なし。/速度は最大14Mbps。ISP料金は、moperaUのUスタンダードプランを利用した場合。端末料金は含まない。

※4 LTEは、上からNTTdocomoのデータSパック、Mパック、家族でシェアパック10の料金。基本プラン(データプラン(ルーター)・2年契約の場合)の料金(1,200円)含む。/速度は下り最大150Mbps。ISP料金は、moperaUのシンプルプランを利用した場合。端末料金は含まない。

- 現行のユニバーサルサービス基金の仕組みは、固定電話の維持に特化した仕組みとなっている。

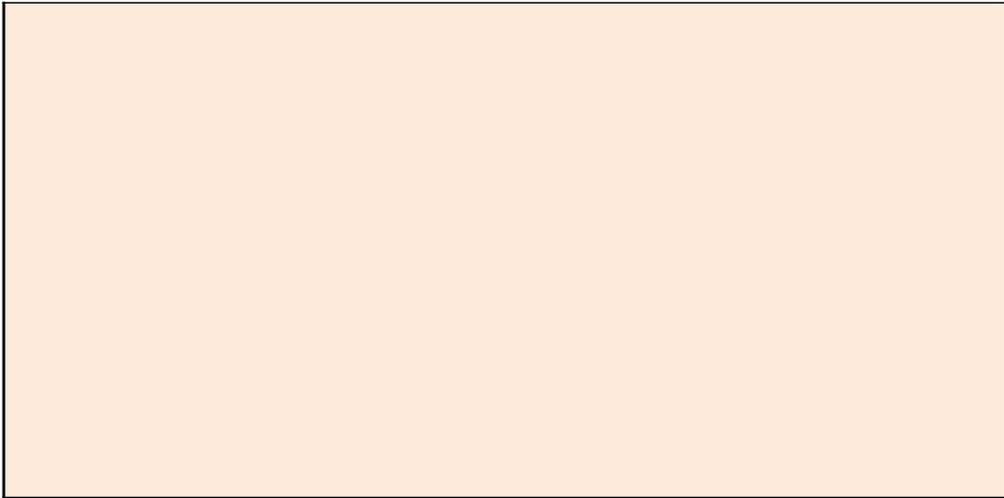
固定電話の維持への適用	現行のユニバーサルサービス基金	携帯電話・固定系ブロードバンドの整備・維持への適用
<ul style="list-style-type: none"> ・ このまま適用 ・ 必要な課題について個別対応。 (RTとGCとの間の伝送路コストやユニバ利用部門コスト効率化の取扱い等) 	<p>[範囲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入電話等・公衆電話・緊急通報 <p>[責務事業者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT法でNTT東西の責務とし、電気通信事業法で全ての世帯への提供を適格電気通信事業者の指定の要件とする。 <p>[補填]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 赤字額の一部。LRICモデルで算定。 <hr/> <p>[負担]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続等をしている電気通信事業者が、使用する電気通信番号の数に応じて負担。 <p>[規制]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ユニバーサルサービスを提供する全ての事業者に一定の規制が課される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユニバーサルサービスとするブロードバンドについて、どの程度の速度とするか。 ・ 責務事業者の選定場所、選定単位、選定方法をどうするか。 ・ 何の費用を補填し、どのように算定するか。 ・ どのような電気通信事業者に対し、どのような割合で負担を求めるか。 ・ 責務事業者、ユニバーサルサービスの提供事業者に課すべき規制は何か。

条件不利地域の基盤整備

競争政策のみで整備可能

携帯電話

固定系ブロードバンド



競争政策のみでは整備困難

携帯電話のエントランス回線は光ファイバが主体である、現状エリア外の集落は電波利用料財源による補助を前提にしても採算が見込めない地域であるため、現状の制度を維持しながら「あまねく全国での提供」を確保することは難しい。(NTTドコモ)

市場競争を通じたブロードバンドサービスのエリア拡大は、採算性の観点から限界があると考えられ、設備コストの回収が見通せない条件不利地域へのサービス提供は困難。(ケイ・オプティコム)

ブロードバンド未提供エリアは、山間僻地・離島等、初期投資が嵩むエリアが多く、そうしたエリアは住民が少なく(今後も減少する方向であり)、またブロードバンドへの関心が低い高齢者層が中心であると想定され、採算性が確保しにくく、民間企業による取組では、ブロードバンドの提供は困難。(日本電信電話)

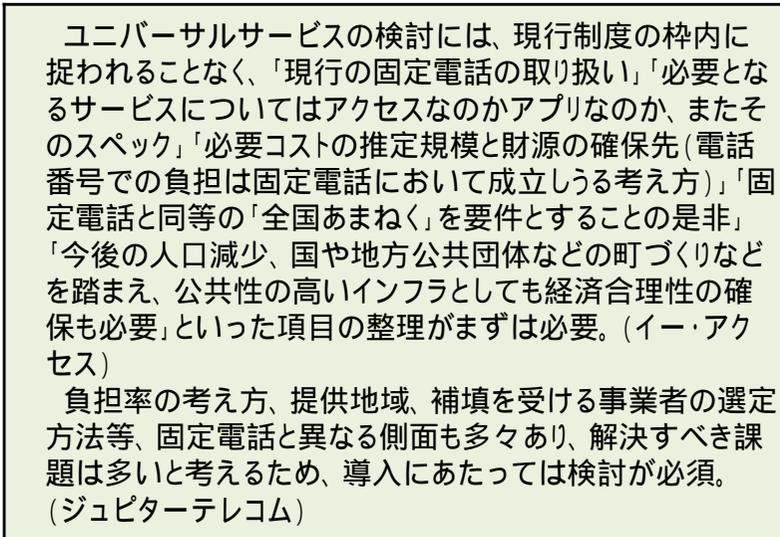
国の関与の在り方・総論

ユニバーサルサービスとすべき



[総論]

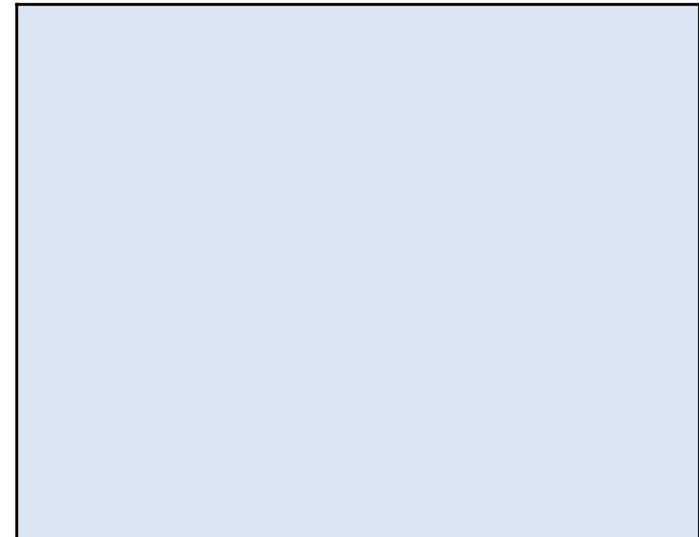
コストの在り方等と併せて検討すべき



ユニバーサルサービスの検討には、現行制度の枠内に捉われることなく、「現行の固定電話の取り扱い」「必要となるサービスについてはアクセスなのかアプリなのか、またそのスペック」「必要コストの推定規模と財源の確保先(電話番号での負担は固定電話において成立しうる考え方)」「固定電話と同等の「全国あまねく」を要件とすることの是非」「今後の人口減少、国や地方公共団体などの町づくりなどを踏まえ、公共性の高いインフラとしても経済合理性の確保も必要」といった項目の整理がまずは必要。(イー・アクセス)

負担率の考え方、提供地域、補填を受ける事業者の選定方法等、固定電話と異なる側面も多々あり、解決すべき課題は多いと考えるため、導入にあたっては検討が必須。(ジュピターテレコム)

ユニバーサルサービス以外の方法で進めるべき



ユニバーサルサービスとすべき

コストの在り方等と併せて検討すべき

ユニバーサルサービス以外の方法で進めるべき

(携帯電話に関して)国民生活に不可欠であり、あまねく日本全国における提供が確保されるべき必要最低限のサービスや提供手段は何であるか、また、そのための費用は税金で賄うべきか、あるいはユニバーサルサービス基金で賄うべきかについて、国民的なコンセンサスを得る必要がある。(KDDI)

(携帯電話をユニバーサルサービスとすることについては、)携帯電話の技術の特性や現状の事業者間の競争状況を踏まえた技術革新のスピードを考慮すると、以下のような課題が考えられる。

スマートフォンの急速な普及に伴う大容量、高速な通信を求める利用者ニーズに対応するため、短期間で技術革新し続けており、特定サービスを維持するユニバーサルサービスの概念に馴染まない。

技術的特性により、電波が面的にカバーするエリアであっても、不感地帯が発生したり、また、トラヒックが集中した場合は通信が困難になる等、固定通信に比べ安定的な通信を提供することが難しい。

居住地だけではなく生活圈等、移動中も利用できることが求められ、日本全土を面的にカバーすることはコスト面等で現実的ではない。

仮に固定電話・携帯電話の双方をユニバーサルサービスの対象とした場合、複数の通信手段を社会全体で維持・負担していくこととなり、生活における不可欠性やコストとのバランスを鑑みる必要がある。

諸外国でも携帯電話のみを「義務」としてユニバーサルサービスに位置付けている事例はない。(NTTドコモ)

現時点では、エリア整備は事業者間競争に委ねることを基本とし、離島等不採算エリアへの基地局等の建設費用やアクセス回線等のランニングコストの補助等を行うことが適当であるため、

- ・あまねく全国での携帯電話の提供を確保しなければならないものではない。
- ・ユーザ負担や事業者負担の増加を前提としたユニバーサルサービスの拡大はすべきでない。(ソフトバンク)

ユニバーサルサービスとすべき

コストの在り方等と併せて検討すべき

ユニバーサルサービス以外の方法で進めるべき

ユニバーサルサービス基金をブロードバンドにも拡大すべき。財源は国庫補助。(DSL事業者協議会)

ブロードバンドの担い手を固定網中心に考えた場合、一般的には競争の進展や公設民営により基盤整備を行うとの意見だが、自治体などの事情によっては、公設民営などのスキームをとりえないケースもあることから、ユニバーサルサービス化するというのとは一つの方法。但し昨今の無線の高速化の技術の進展なども考慮に入れば、モバイルによるユニバーサルサービスの提供も対象に含むことは有効。(ジュピターテレコム)

ブロードバンドを使って何を実現するのかという目的を明らかにし、費用負担も含めて、国民のコンセンサスを得る必要。最もコストミニマムな実現方法を技術中立的な立場で検討すべきであり、NTT東西の光ファイバを前提にした議論ではないと認識。(日本電信電話)

ブロードバンドのユニバーサルサービス化については、ブロードバンド利用率やブロードバンドをあまねく全国に基盤整備するために要する更なるコスト、あるいはブロードバンドを必要とするサービスの普及(ICT利活用)とセットで議論すべき。(NTTドコモ)

十分にブロードバンドサービスの普及率・採算性が向上し、過度な国民負担なく、また社会的コンセンサスが得られるようになった段階で、ユニバーサルサービスとしての義務化等について検討すべき。(ソフトバンク)

ブロードバンドをユニバーサルサービス基金という、あまねく全国に必ず提供されなければならないサービスと位置付ける必要性については、国民的な議論が必要。(UQコミュニケーションズ)

(ブロードバンドに関して)国民生活に不可欠であり、あまねく日本全国における提供が確保されるべき必要最低限のサービスや提供手段は何であるか、また、そのための費用は税金で賄うべきか、あるいはユニバーサルサービス基金で賄うべきかについて、国民的なコンセンサスを図る必要がある。(KDDI)

基本的にケーブルテレビはテレビ放送と合わせて通信サービスを展開する総合メディアとして事業展開しているため、この2のサービス展開を実現する事業展開を踏まえて、公設民営など、設備構築や維持に係る公的な補助を受けて広く事業展開することは可能。(日本ケーブルテレビ連盟)

(ブロードバンドについては)当面は、補助金制度の拡大など、条件不利地域において提供不可となる条件を排除するといった、需要のある地域に確実に提供できるような制度に見直すことによって、ブロードバンド提供地域の拡大を進めるべき。(UQコミュニケーションズ)

代替に積極的

代替に消極的

特定の技術にこだわるのではなく、そのコスト負担や実現性、必要となるサービスレベル、利用者の状況といった点を総合的に勘案した上で検討することが望ましい。その上で、市場競争を通じて通信サービスが行き届いていない(将来的にも展開される見込みがない)地域に対して、最も安価にユニバーサルサービスを実現できる手段を選択すべきと考えます。(ケイ・オプティコム)

ブロードバンドを固定回線サービスでのみ実現するものなのか、無線サービスと合わせて実現していくものなのかについて議論をすべきと考えます。(日本ケーブルテレビ連盟)

[再掲](ブロードバンドの条件不利地域の整備に関し)こうした地域では必ずしも固定網のみが適切とはいえず、昨今の無線の高速化の技術の進展等も考慮に入れれば、モバイルによるユニバーサルサービスの提供の提供も対象に含むことは有効と考えます。(ジュピターテレコム)

[再掲](ブロードバンドをユニバーサルサービス化する場合には)最もコスト最小の実現方法を技術中立的な立場で検討すべき。(日本電信電話)

継続して固定電話の維持に適用する場合

携帯電話・固定系ブロードバンドの整備・維持に適用する場合

<p>範囲</p>	<p>[固定系ブロードバンド]</p> <p>[再掲]特定の技術にこだわるのではなく、そのコスト負担や実現性、必要となるサービスレベル、利用者の状況といった点を総合的に勘案した上で検討することが望ましい。その上で、市場競争を通じて通信サービスが行き届いていない(将来的にも展開される見込みがない)地域に対して、最も安価にユニバーサルサービスを実現できる手段を選択すべきと考えます。(ケイ・オブティコム)</p> <p>[再掲]ブロードバンドを固定回線サービスでのみ実現するものなのか、無線サービスと合わせて実現していくものなのかについて議論をすべきと考えます。(日本ケーブルテレビ連盟)</p> <p>[再掲](ブロードバンドの条件不利地域の整備に関し)こうした地域では必ずしも固定網のみが適切とはいえず、昨今の無線の高速化の技術の進展等も考慮に入れれば、モバイルによるユニバーサルサービスの提供の提供も対象に含むことは有効と考えます。(ジュピターテレコム)</p> <p>[再掲](ブロードバンドをユニバーサルサービス化する場合)は)最もコストミニマムな実現方法を技術中立的な立場で検討すべき(日本電信電話)</p>	<p>[携帯電話]</p>
<p>義務事業者</p>	<p>[再掲]NTT東西の光ファイバを前提にした議論ではないと認識。(日本電信電話)</p> <p>制度の見直しが必要な場合は、公正中立な視点で制度の在り方を検討すべき。その際、実現に必要な技術・サービスを特定し、特定の事業者に過度な負担を強いることは適当ではない。(NTTドコモ)</p> <p>競争可能地域へユニバーサルサービスを導入したり、特定の事業者が有利になつたりしないよう、公正競争確保を前提として、慎重に制度設計すべき。(ケイ・オブティコム)</p>	
<p>補填・負担</p>	<p>負担率の考え方、提供地域、補填を受ける事業者の選定方法等、固定電話と異なる側面も多々あり、解決すべき課題は多いと考えるため、導入にあたっては検討が必須。(ジュピターテレコム)</p> <p>(固定系ブロードバンドにユニバ制度を適用する場合)その際の補助の方法については、条件不利地域等に限りエリア整備に関する補助を行うこととし、現在のような特定事業者の赤字を補填するような補助の方法は行うべきでない。(ソフトバンク)</p>	
<p>規制</p>		